

大学番号 19

平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成 21 年 6 月

国立大学法人
群馬大学

大学の概要

(1) 現況

大学名	国立大学法人群馬大学
所在地	群馬県前橋市（本部・荒牧キャンパス・昭和キャンパス） 群馬県桐生市（桐生キャンパス） 群馬県太田市（太田キャンパス）
役員の状況	
学長名	鈴木 守（平成16年4月1日～平成21年3月31日）
理事数	5名
監事数	2名（内1名は非常勤）
学部等の構成	
学 部	教育学部 社会情報学部 医学部 工学部
研 究 科	教育学研究科（修士課程・専門職学位課程） 社会情報学研究科（修士課程） 医学系研究科（修士課程・博士課程・博士前期課程・ 博士後期課程） 工学研究科（博士前期課程・博士後期課程）
附置研究所	生体調節研究所
学生数及び教職員数	
学生数	6,868名（204名） [内訳] 学 部 5,374名（83名） 研 究 科 1,494名（121名）
教員数	765名
職員数	1,087名

(2) 大学の基本的な目標等

本学は、豊かな自然風土の下、北関東を代表する総合大学としてその社会的使命を果たしてきた。新しい世紀に入り、人類の繁栄と生存の根幹に関わる諸問題に意欲的、創造的に取り組む人材を育成すること、最先端の学術研究を世界的水準で推進すること、そして、開かれた大学として地域社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。

教育においては、^a 学生の勉学を促進する学修環境及び支援体制を整備する。^b 教養教育、学部専門教育、大学院教育それぞれの充実を図るとともに、相互の関連を強化し、豊かな人間性・基礎的能力・専門的能力・創造的能力を兼ね備えた人材を養成する。

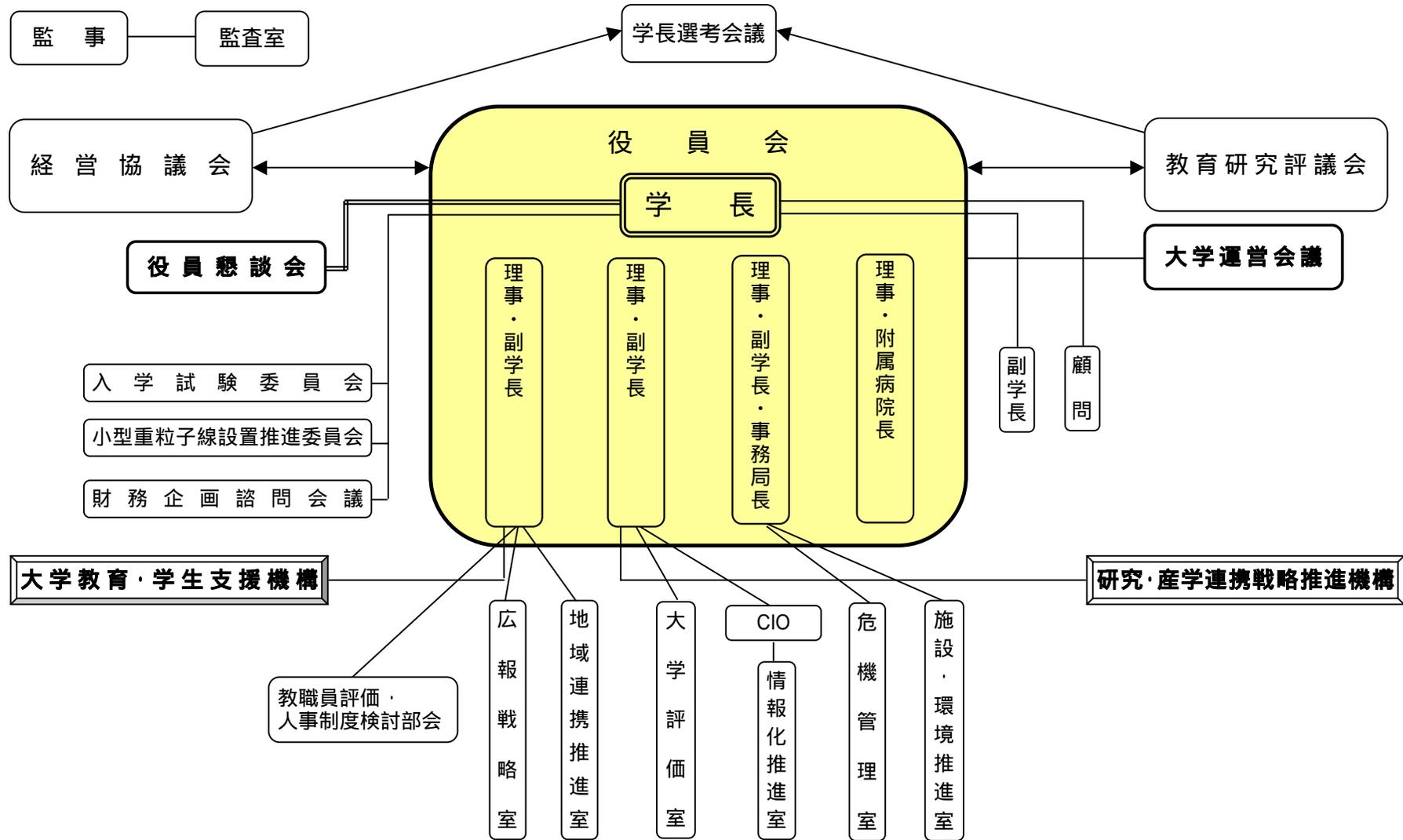
研究においては、^a 各専門分野において独創的な研究を世界水準で展開するとともに、本学の伝統をなす実践的、実学的研究と基礎的諸科学との融合を図る。^b 地域社会の諸課題について自治体等との共同研究を活発に行い、成果を地域社会に還元する。

社会貢献においては、^a 自然環境を守り、地域の文化・伝統を育み、豊かな地域社会を創るために、学内外の関係機関と連携した活動を活発に展開する。^b 地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。

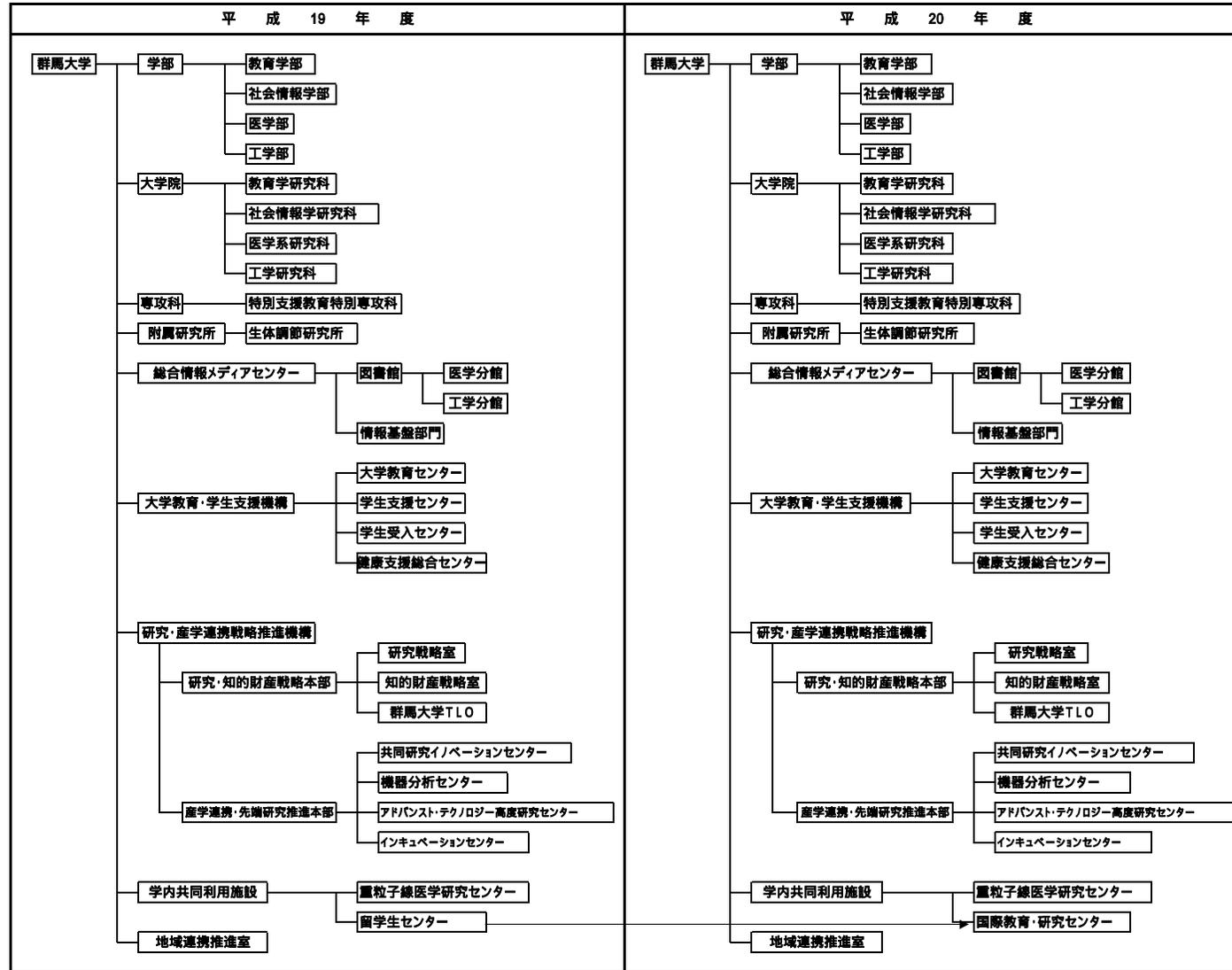
国際貢献においては、^a 海外からの留学生の受け入れと本学学生の海外留学の機会を拡大させるとともに、異文化理解教育を推進する。^b 学術面での国際交流を活発に展開する。

大学運営においては、^a 一層の自主性、自律性をもって大学運営に当たるとともに、学外有識者の参画を求める。^b 総合情報システムを拡充し、運営の効率化を図るとともに、情報公開に努める。^c 自己点検評価、外部評価、第三者評価の結果を積極的に受け止め、大学の諸活動の質的向上を図る。

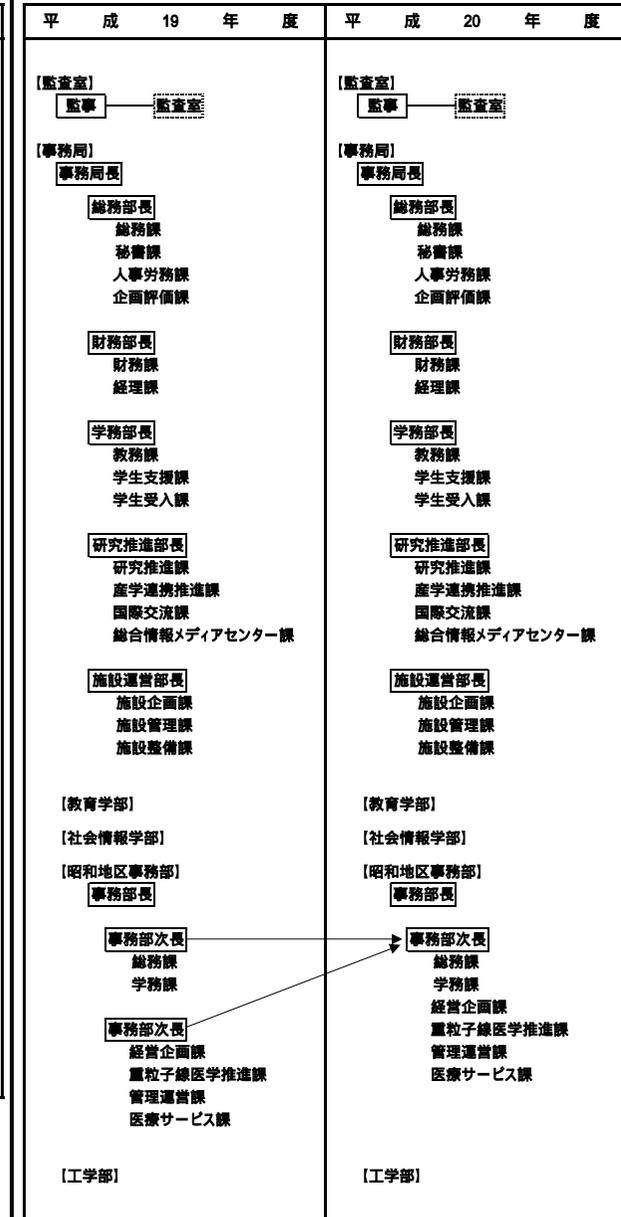
群馬大学管理運営体制図



教育・研究組織図



事務組織図



全体的な状況

業務運営・財務内容等の状況

1. 業務運営の改善及び効率化

(1) 法人としての総合的観点からの資源配分

中期計画及び年度計画の確実な実施及び全学的な視点からの戦略的施策や教育研究プロジェクト等を推進する経費として、**学長裁量経費340百万円**を措置し、学長のリーダーシップの下、総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分を行った。

(2) 教育研究組織の機動的な編成と見直し

教育学研究科専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）等の設置

教育学研究科を改組し、専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）及び修士課程教科教育実践専攻を設置した。

国際教育・研究センターの設置

留学生センターと国際交流企画室を統合し、教育・研究両面での国際交流、留学生交流及び国際協力に関する活動を一体として実施するために、「国際教育・研究センター」を設置した。

(3) 外部有識者の積極的活用

民間企業に在職したまま本学の教職員として登用できるよう、就業規則を改正し、民間企業で技術本部長の者を「**群馬大学TL0長**」として採用した。

2. 財務内容の改善及び効率化

(1) 経費節減に向けた取組

経費節減に向けた効果的な予算配分

「群馬大学の予算の配分方針」に基づき、一般管理経費、光熱水料等経費、業務委託・保守等経費については、前年度積算額に対して、**節約率 2%**を設定し、経費の節減を図った。

附属病院での取組

民間コンサルタント会社と医用材料等契約支援業務の包括契約を締結するなど、コスト削減に積極的に取組み、**約2億円の経費削減**を達成した。

(2) 知的財産活用への取組

群馬大学TL0を中心に、新技術説明会等を開催し、本学が所有する特許をベースとした企業との共同研究を奨励することによって、共同研究の増加及び特許の共同出願に伴う実施料等の収入増を達成した。

特許実施料等収入

	19年度	20年度	増 減
実施件数	9件	10件	1件
実施料等	1,911千円	6,418千円	4,507千円

特許に基づく共同研究等収入

	19年度	20年度	増 減
件 数	8件	13件	5件
金 額	30,320千円	96,045千円	65,725千円

(3) 資金の運用に向けた取組

資金運用について、文部科学大臣の指定する有価証券が示されたことにより、従来からの地方債に加え、寄付金を財源に金融債（6億円）を取得、また、資金管理の徹底により短期運用を充実させ**約25,000千円の増収**を達成した。

(4) 人件費削減への取組

17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減（効率化 1%）への対処方策について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、20年度について、総人件費改革（18～22年度の間5%の人件費削減）に基づき中期計画に掲げた**人件費1%減**を達成した。

3. 自己点検・評価及び情報公開の促進

(1) 自己点検・評価の作業の効率化

教員評価

教員評価データを入力、収集及び蓄積できるシステム「**群馬大学大学情報データベース**」を活用し、教員評価作業の効率化を図った。

その他の評価

年2回実施している中期計画・年度計画の自己点検・評価について、「**大学評価のホームページ**」を、また、授業評価及び認証評価に係るデータについて、大学情報データベースを活用し、評価作業の効率化を図った。

(2) 情報公開の促進

16年度から引き続き、本学の教育研究活動に関する情報を積極的かつ適切に提供するため、利用者の立場に立った分かりやすい**情報誌「GU'DAY（グッディ）」**を年2回発行した。

また、本学、茨城、宇都宮、埼玉の4大学が所有する「知」を広く社会に紹介するための**研究シーズ集「4u:フォーユーVol.2」**を21年3月に発行した。

さらに、本学の知財活動の詳細情報を広く社会に紹介するための**研究・知的財産戦略本部機関紙「GRIP Vol.5 知財ニュース」**を21年3月に発行した。

4. 施設マネジメント

(1) 施設・設備の有効活用の取組状況

「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに教育学部E・F棟に共同利用型の**共用研究スペース377㎡（計8,851㎡）**を確保するとともに、使用期限が満了する共用施設棟等7棟の使用者の再公募を行った。

また、競争的共用研究スペース(2,478㎡)に「**スペース課金制度**」を適用し、**700万円のスペース課金**を徴収した。

(2) 温室効果ガス排出削減等の環境保全対策

「群馬大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」(19年度策定)、同計画に基づく「群馬大学施設整備における温室効果ガス排出抑制等指針」(19年度策定)及び「平成20年度群馬大学省エネルギー行動計画」により、**CO₂の排出量の削減に係る取組を推進した結果、前年度と比較して全キャンパスで、949,267kg-CO₂ 3.4%の削減**を達成した。

特に、荒牧地区においては、ボイラー運転を中止し個別空調化を実施したなどの理由から、**29%の削減**を達成した。

5. 危機管理への対応策

(1) 危機管理の体制・マニュアル等の運用状況

「**国立大学法人群馬大学危機管理規則**」(17年度制定)に基づき、学長の下に設置した「**危機管理室**」と各部局の「**危機管理室**」により、迅速に対応している。また、「**国立大学法人群馬大学危機管理対応指針**」(18年度制定)に基づき策定した、災害、事故・事件、薬品管理などの**危機事象毎の14の全学的な対応マニュアル**(18年度策定)をホームページに掲載し周知するとともに、関連委員会等において、各対応マニュアルに基づく予防対策の取組を行い、危機事象に対する意識の啓発に努めた。

(2) 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備

「**群馬大学科学者行動規範**」(日本語版・英語版)及び「**群馬大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程**」(19年度制定)等をホームページに掲載するとともに、新任教員説明会において、研究費コンプライアンス室長から説明を行い、その趣旨の周知徹底を図った。

研究活動上の不正行為を防止し、不正行為又は不正行為に起因する問題が生じた場合に適切な対応をするための組織として「**群馬大学研究行動規範委員会**」(19年度設置)を、また、不正行為に関する申立て及び情報提供並びに関連規程に関する相談、照会等に対応するための通報窓口として「**不正行為申立窓口**」(19年度設置)を設置した。

研究費の運営及び管理に関する責任と権限の明確化を図り、併せて、不正防止計画を推進するための組織として「**研究費コンプライアンス室**」(19年度設置)の設置を、また、研究費の使用等に関する相談窓口を各キャンパスに設置し、全ての研究費の運営及び管理を適正に行った。

20年7月1日に「**群馬大学における研究活動に費消する研究費の不正防止計画**」を策定し、研究活動に費消する研究費の運営及び管理の適正化を図った。

教育研究等の質の向上の状況

1. 教育方法の改善

(1) 共通教育改善推進テーマの実施

大学教育センター「教育方法企画部会」において、共通教育の重点的

課題の明確化を図るために設定した「**共通教育改善推進テーマ**」について、20年度は**7テーマ**を掲げ、教育改善を推進した。

(2) 教員評価結果の反映

教員評価の結果を検証し、成績の良好でない教員に対して改善計画書を提出させ必要な指導を行った。

学長裁量経費から、評価結果の特に良好だった教員(全体の5%程度)に対し、資源配分を行った(30人×@100千円)。

また、「若手研究者等の研究活性化の推進経費」などの学長裁量経費の戦略的な資源配分についても、評価結果を選考時の参考データとして活用した。

勤勉手当の成績優秀者等の選考時の参考データとして評価結果を人事・給与面に反映した。

2. 学生支援の充実

(1) 遠隔通信技術を利用したキャンパス間連携パソコンテイクの実施

聴覚障害のある学生に対しては、学生実習のために音量調節機能付補聴器の貸与や1授業につきパソコンテイク者2名による修学支援を行っている。電話やインターネット回線などの遠隔通信技術を利用し、荒牧地区によるパソコンテイクを桐生地区においても利用できるようにした。

(支援学生数 61名、支援職員数 6名、支援時間数 延べ1788.5時間)

(2) 授業料減免制度の見直し

経済状況の悪化を受け、学資負担者の解雇、事業の倒産等で家計が急変した学生については、入学金や授業料の減免制度の運用法を見直し、**申請できる成績基準の緩和措置**を21年度から適用することを決定した。

3. 研究活動の推進

世界的に卓越した教育研究拠点形成の取組として、「**重粒子線照射施設**」の整備、**グローバルCOE「生体調節シグナルの統合的研究**」の推進及び「**ケイ素科学国際教育研究センター**」による教育研究活動を展開した。

4. 社会への貢献のための組織的取組

「がんプロフェッショナル養成プラン」の実施(19~23年度)

医学系研究科と獨協医科大学が中心となり、各県立医療施設や地方自治体と連携して、重粒子線治療を中心とした人材の育成を主目的に、集学的がん医療を推進し、患者のQOLを重視した総合的ながん医療を地域に定着させるための体制を構築した。

5. 国際交流、国際貢献のための組織的取組

アジア人財資金構想による留学生の受入れ

19年度に採択された高等専門留学生育成事業「**アジア人財資金構想**」により、留学生(20年度15名)を受け入れた。コンソーシアム企業講師による日本ビジネス教育や、就職を視野に入れた専門日本語教育の充実を行った。

項目別の状況

(1) 業務運営・財務内容等の状況
業務運営の改善及び効率化
運営体制の改善に関する目標

<p>中期目標</p>	<p>1) 効率的・機動的かつ民主的な大学運営を遂行するため、教育研究及び経営両面にわたり学長のリーダーシップを重視し、その補佐体制を整備するとともに、学内運営組織の役割分担を明確にし、機動的な意思決定システムを確立する。</p> <p>2) 学部等（学部及びその他の「部」）の業務運営の効率性及び機動性を担保するシステムを設計する。学部等における組織業務の評価基準・方法を確立するとともに、定期的な自己評価及び外部評価を実施し、その評価結果を外部に公表する等の説明責任を果たし、学部等の各基本理念・目標及び任務に的確に応え、また、全学的視点に立って戦略的な学内資源配分に資する的確な情報を提供する。</p> <p>3) 業務運営における教員と事務職員の連携を図り、業務運営の効率性及び機動性を高める。</p> <p>4) 業務運営に密に連携し、他大学との再編統合をも視野に入れて、諸般の社会的要請に応じた相互協力体制を強化する。</p> <p>5) 国立大学法人間の連携を密にし、他大学との再編統合をも視野に入れて、諸般の社会的要請に応じた相互協力体制を強化する。</p>
-------------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト
<p>【166】</p> <p>1)- 大学運営の主たる業務毎に理事（5名以内）を置く。理事は、教育、研究、評価、総務、財務、人事、施設、経営、病院管理・国際交流、情報化推進（ICT）広報等の諸業務を体系的に整備・整理した上で、主たる業務毎に最適任者をこれにあて</p>	<p>（平成18年度計画実施済事項）</p>		<p>引き続き、5名の理事が、それぞれ担当する業務を機動的かつ効率的に行った。</p>	
<p>【167】</p> <p>学長の職務を助ける副学長及び必要に学長特別補佐を置く。学長特別補佐は、学長特別補佐の職務を助ける副学長及び必要に学長特別補佐を置く。学長特別補佐は、学長特別補佐の職務を助ける副学長及び必要に学長特別補佐を置く。</p>	<p>（平成16年度計画実施済事項）</p>		<p>引き続き、5名の副学長などの学長補佐体制により機動的かつ効率的な大学運営を行った。</p>	
<p>【168】</p> <p>大学運営の機動性・効率性を高めるため、学長、理事、学長特別補佐及び事務局長からなる企画戦略会議を設置する。なお、必要に応じて学外者の参画を得る。</p>	<p>（平成16年度計画実施済事項）</p>		<p>引き続き、法人運営の機動性・効率性を高めることを目的に設置した「役員懇談会」（16年度設置）を原則毎週開催し、学長のリーダーシップの下、法人運営の諸課題に対して迅速かつ適切な意思決定を行った。また、監事の出席を求め、透明性・公正性を保った。</p>	
<p>【169】</p> <p>役員会の下に、大学運営に関わる情報の速やかな伝達とそれ</p>	<p>（平成16年度計画実施済事項）</p>		<p>引き続き、総務部秘書課において大学運営に関わる情報の速やかな伝達とそれに基づく適切な意思決定等の会務活動を補佐した。</p>	

<p>に基づき適切な意思決定等の会議活動を補佐する秘書室を設置する。</p>		
<p>【170】 全学的に非正規の業務を担う職員を適正規模の委員会で運営し、業務の効率化を図る。また、各部署の業務を整理し、重複する業務を削減し、業務の効率化を図る。</p>	<p>(平成17年度計画実施済事項)</p>	<p>引き続き、大学運営会議において、学長の迅速な意思決定と円滑な業務の確保、協議時間の短縮（審議事項等のメールによる事前配信）など、効率的で機動的な運営を行った。</p>
<p>【171】 内部監査機能を充実させるため、監事の下に監査室を設置し、業務監査を実施する。監査室は、独立性の高い第三者的機関に相応しい組織構成とする。</p>	<p>(平成16年度計画実施済事項)</p>	<p>引き続き、監査室により、監事監査計画に基づく監査（恒常、実地）並びに追跡調査を実施した。</p>
<p>【172】 2)- 学部長等が、各部署の業務を整理し、重複する業務を削減し、業務の効率化を図る。また、各部署の業務を整理し、重複する業務を削減し、業務の効率化を図る。</p>	<p>(平成17年度計画実施済事項)</p>	<p>1. 引き続き、各部署等に置いた副学部長等が、部署長のリーダーシップの下、中心的な役割を担い、部署運営の効率性・機動性を高めた。また、各部署とも企画戦略室などの組織により、部署等のリーダーシップが有効に発揮できるようにした。 2. 附属病院では、民間経営経験者を病院長補佐として、引き続き、採用し、民間の経営手法を活かした経営を行った。</p>
<p>【173】 教授会等の審議事項の整理、意思決定過程の電子化と効率化を図る。</p>	<p>【173】 1)- 各学部教授会等の審議事項を整理するなど、意思決定過程の合理化と効率化を図る。</p>	<p>1. 引き続き、審議事項等の精選、資料の事前配付及び報告事項等のメール配信などを行い、意思決定過程の合理化及び効率化を推進した。 2. 審議資料の電子化や、ペーパープロジェクターの投影を利用することなどにより配付資料を削減をした。</p>
<p>【174】 平成18年度～19年度を目的に、教育研究を推進し、評価結果を公表する。また、各部署の業務を整理し、重複する業務を削減し、業務の効率化を図る。</p>	<p>【174】 教員評価の結果を研究費等資源配分に反映させる。</p>	<p>学長裁量経費から、評価結果の特に良好だった教員（全体の5%程度）に対し、資源配分を行った（30人×@100千円）。 また、「若手研究者等の研究活性化の推進経費」などの学長裁量経費の戦略的な資源配分についても、評価結果を選考時の参考データとして活用した。</p>
<p>【175】 学部長等に、一定の裁量経費を認め、学部等の戦略的な資源配分が可能となる措置を講ずる。</p>	<p>(平成16年度計画から実施済事項)</p>	<p>引き続き、学長裁量経費を措置し、学部等の戦略的な資源配分を支援する経費として、部署長裁量経費（40,000千円、19年度と同額）を配分した。また、受託研究等の間接経費の一部も部署長裁量経費（224,000千円、対前年度1,100千円増）とした。</p>

<p>る。</p> <p>【176】 3)- 本部事務局並びに各部局の事務部の学内連絡調整の場を設け、各学部等所属教員の参画を制度化し、業務運営面における教職員の連携と一体性を高める。</p>	<p>(平成17年度計画実施済事項)</p>	<p>1. 引き続き、「事務協議会」を毎月開催し、事務の迅速な連絡調整を行った。 2. 引き続き、業務運営面の重要事項について、担当理事を室長とし、教員と事務職員が共に参画する組織により業務運営を行った。</p>	
<p>【177】 業務運営の効率性・機動性を高めるために、教務、財務、法務、知的財産等の専門的な知識・技能を必要とする部署を整備・強化し、必要に応じて当該業務に関する教員・学外専門家の参画を得る。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>民間企業に在職したまま本学の教職員として登用できるよう、就業規則を改正し、民間企業で技術本部長の者を群馬大学TLO長として採用した。また、引き続き、業務運営の効率性・機動性を高めるため、外部有識者を理事(学長特命事項)、財務調査役、知的財産関連のマネージャーやコーディネータ、顧問、病院長補佐及び客員教授等として、専門的な知識・技能を必要とする部署に配置した。</p>	
<p>【178】 4)- 平成19年度を目途に附属図書館、総合情報処理センター、総合情報システム室などを統合して、総合メディアセンター(仮称)を創設する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>引き続き、総合情報メディアセンターにおいて、全学の情報化を推進した。</p>	
<p>【179】 各部局における業務の機能的遂行に必要な範囲内で、関係諸機関等の一元化を図り、社会的要請に応えるサービスを提供し、利用面での充実を図る</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>本学のグローバル化や留学生30万人計画への対応など、国際戦略を企画立案し、国際交流、留学生交流を推進するための組織として、留学生センターと国際交流企画室を統合した「国際教育・研究センター」を設置した。</p>	
<p>【180】 5)- 他大学との再編統合の可能性を視野に入れ、総合大学としての国際的競争力を高める。</p>	<p>【180】 2) 4大学(茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学)間でさらに連携協力を推進する。 4大学院連携先進創生情報学教育研究プログラムを実施する。 4大学連携を軸として、首都圏北部地域における知的財産活動を活性化する。</p>	<p>1. 4大学院連携先進創生情報プログラムの連携協定に基づき「ITスペシャルコース」プログラムを実施した。 2. 文部科学省の産学官連携戦略展開事業(戦略展開プログラム)に4大学で応募し採択された。20年8月に運営協議会(主査、本学理事)を設置し、4つの分科会が新技術説明会、知的財産啓発、研究会開催、地域ブランド創成等の活動を行った。</p>	
<p>【181】 新国立大学協会、ブロック単位並びに全国レベルの各国立大学間の連携協力体制を確立する。</p>	<p>(平成17年度計画実施済事項)</p>	<p>1. 引き続き、関東・甲信越支部の正会員並びに理事、経営支援委員会の副委員長として、諸活動に積極的に参加し、連携協力体制を支えた。 2. 20年10月に設立された教職大学院協会に加盟し、教職大学院を設置した他大学との連携協力体制を確立した。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>

(1) 業務運営・財務内容等の状況
業務運営の改善及び効率化
教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標
学部の特長を尊重しつつ、本学として、知の細分化から総合化への転換を志向し、全学の有機的融合を図り、総合大学としての質的向上を目指すという理念の下、以下の基本方針を目標に組織の見直しを進める。
科学技術の重点分野、特に、科学技術基本計画4大分野（生命科学、情報、ナノサイエンス、環境）の教育研究に組織的・機動的に対応する。
世界水準の教育研究が可能となるよう組織を整備して拠点形成を目指す。
学生の学力の充実と、その適性に沿った進路選択を可能とする教育システムを創設する。
幅広い教養教育と、合型の基礎教育の推進を図る。
学部・大学院が円滑に繋がる教育プログラム、教育組織の設定・編成を行う。
研究成果の普及事業や移転事業など、教育研究活動に付随する多彩な活動を広範囲に展開する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト
【182】 1) 総合大学としての機能を高めるために、他大学との再編・統合を視野に入れ、新しい知の領域を開拓する文理融合型の新学部を全学協力の体制の下で設置することを旨とする。	【182】 1) 4大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学）間で引き続き連携協力を推進し、共同大学院の設置について検討する。		4大学院連携先進創生情報プログラムの連携協定に基づき、ITスペシャリストの育成をベースに新しい融合的IT関連分野として先進創生情報学分野における人材育成を目指し、「ITスペシャリストコース」プログラムを実施した。	
【183】 2) 大学院組織の改組・再編を図り、大学院中心大学への移行を図る。	【183】 2) 大学院組織の改組・再編を図る。教育学研究科を改組し、専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）及び修士課程教科教育実践専攻を設置する。		教育学研究科を改組し、専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）及び修士課程教科教育実践専攻を設置し、20年4月1日から学生の受け入れを開始した。	
【184】 3) 世界的水準の生命科学研究を推進できるように医学系研究科、生体調節研究科などの組織を整備して拠点形成を目指す。	【184】 3) 秋田大学と実施するグローバルCOE「生体調節シグナルの統合的研究」によるシグナル伝達研究及び理化学研究所等との分子遺伝学における共同研究を推進し、世界的水準の生命科学研究の拠点形成を目指す。		生体調節研究所に設置した「代謝シグナル研究展開センター」を中心に、グローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」（19年度採択）で提唱した観点（生体の三大調節系である神経系、内分泌系、免疫系のそれぞれの枠を超えた統合的なシグナル伝達機構）を解析するなど、先端的生命科学研究を推進し、世界的水準の生命科学研究の拠点形成を目指している。	
【185】 4) 生命医科学系研究者及び医療分野での高度専門職業人の育成のために、大学院医学系研究科に生命医学専攻修士課程の設置を検討する。学位の種類は、修士（生命医科学）とする。	(平成19年度計画実施済事項)		医学系研究科生命医科学専攻修士課程が完成年度に達し、修了者に修士（生命医科学）の学位を授与した。	
【186】 5) 教養教育と学生支援を効果的に企画・実施・運営するため、平成17年度に大学教育研究センター、留学生センター、学生支援センター、アドミッション・オフィス、保健管理センターなどを統合的に含む共通教育・学生支援機構(仮称)を設置する。	(平成18年度計画実施済事項)		引き続き、「大学教育・学生支援機構」(18年度設置)により、学生に対する教育や就職支援などの学生支援業務に教職員が一体となって取り組んだ。	

<p>【187】 6) 教育研究に直結する施設等の統合・再編により、その財政基盤を強化し、教育研究サービス機能を向上させる。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>昭和地区において旧病棟を改修した共用施設棟に事務部、医学部医学科、保健学科、附属病院の組織を集約化し、教育・研究サービス機能を向上させた。</p>	
<p>【188】 7) 高等教育研究機関との連携を密にし、教育研究組織の見直しを図る。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>19年度に理化学研究所との連携により設置した「ケイ素科学国際教育研究センター」において、21年度から大学院連携講座を開設し、学生を受入れることとした。</p>	
<p>【189】 8) 産学官連携や地域貢献に関する業務については、その特性に応じた弾力的な運営を可能とする仕組みを構築する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>引き続き、「研究・産学連携戦略推進機構」(19年度設置)により、産学連携活動や研究・知的財産戦略を推進した。</p>	
<p>【190】 9) 複数大学が共同して効果的・効率的運営が期待されるものにつき、連携協力してその方向で教育研究組織の見直しを図る。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>中期(年度)計画【180】の『判断理由(計画の実施状況等)』参照</p>	
			<p>ウェイト小計</p>

業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 人事の適正化に関する目標

中期目標
 1) 教職員の多様な活動をより効率よく適正に行う人事システムを確立し、成果・業績に対する公正かつ客観的な評価システムを導入し、それに基づく給与・昇給等へのインセンティブを付与する。
 2) 教職員の多様な職務内容を、適切かつ効率よく行うための体制を構築する。
 3) 多様な教職員からなる多様な価値観を共有できる将来に拓かれた職場の形成を目指す。
 4) 適正かつ効率的な人事管理体制を確立する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	コメント
【191】 1)- 平成19年度～20年度を目的に教職員の人事評価を適正に行うため、全学的な人事評価制度を導入する。	【191】 1)- 全学的な人事評価を適切に実施する。		1. 職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）並びに附属学校教員を対象に実施した。 2. 教員については、19年度に実施済み。	
【192】 上記人事評価制度を活用するために、能力、職責並びに業績をバランスよく反映したインセンティブ・システムを給与・昇給制度等に導入する。	【192】 人事評価結果を、給与制度等に活用する。		1. 次の項目について、教員評価結果を参考データとして活用した。 (1) 勤勉手当に係る成績優秀者の選考 (2) 特別な昇給者の選考 (3) 任期付き教員の再任審査 2. 教職員評価・人事制度検討部会において、職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）評価の結果を給与制度に反映させるべく、各職域において「人事評価結果の活用について」を作成し、21年度に活用することとした。	
【193】 人事評価の透明性・納得性の向上のために、公開制度や自己申告制度を導入する。	(平成19年度計画実施済事項)		引き続き、評価結果を本人に通知し、面談を行うなど、人事評価の透明性・納得性の向上を図った。	
【194】 人事評価に対する苦情・異議申し立てに対しては、人事評価委員会が対応し、処理する。	【194】 人事評価に対する異議申し立てに対しては、人事評価委員会（仮称）が対応し、処理する。		引き続き、教員人事、附属学校教員人事、職員人事の3つの委員会から構成する「教職員評価不服審査委員会」が、人事評価に対する異議申し立ての対応を行った。	
【195】 人事評価の統一的運用を図るために、評価者（人事評価に従事する者）に対する研修を定期的実施する。	【195】 人事評価の統一的運用を図るために、評価者に対する研修を定期的実施する。		引き続き、評価者に対する研修を実施し、人事評価の統一的な運用を行った。	
【196】 2)- 職員の職務内容の適切な分担を可能とする弾力的な人事制度を構築するために、職員研修を定期的に行うとともに、職場の流動化を図る。また、一部の職員には多様な活動を可能とするために企画業務型裁量労働制の導入を検討する。	【196】 2)- 職員の職務内容の適切な分担を可能とする弾力的な人事制度を構築するために、職員研修を行う。		引き続き、国際交流に対応した「英会話研修」、情報化に対応した「事務情報化研修」、法人会計業務に対応した「財務関係実務研修」及び人事労務系の人材育成等を目的とした「人事労務実務研修」を実施した。	

<p>【197】 教職員の多様な活動を可能とするために、一定の要件の下で、専門業務型裁量労働制の導入を検討する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>19年度に教職員評価・人事制度検討部会において検討した結果、本学の業務実態はフレックスタイムや変形労働時間制等により対応が可能であるため、敢えて導入しないことと決定した。</p>	
<p>【198】 教職員の産学官連携や地域社会への貢献を積極的に促すために、兼職・兼業規制の見直しを行い、自己申告・許可制の導入を検討する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>引き続き、17年度に改正した兼業規則により、教職員による産学官連携や地域社会への貢献活動を積極的に推進した。</p>	
<p>【199】 一部職員においては、ワークシェアリングや時間差出勤等、多様な勤務形態を導入する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>引き続き、一部職員において、ワークシェアリングや時間差出勤などの多様な勤務形態を適用した。</p>	
<p>【200】 新たに採用する教員には、全部署で任期制を導入することを検討する。導入に際しては、適用範囲、任期、再任基準その他の重要事項について、各部署の特性に相応しい在り方を検討する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>19年4月1日以降に採用する助教については、全て任期制とし、20年度においては、59名の助教を任期付教員として採用した。</p>	
<p>【201】 教員選考の客観性・透明性を高めるために、原則として公募制を採用し、選考基準を公表する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>引き続き、教員の採用は、全学公募制を採用し、選考基準をホームページ上に公表した。</p>	
<p>【202】 他の国立大学法人と連携し、積極的に一定期間の教職員の相互人事交流の円滑化を図る。</p>	<p>【202】 他の国立大学法人等と連携し、積極的に一定期間の教職員の相互人事交流の円滑化を図る。</p>	<p>転出(退職)17名、転入(採用)22名の人事交流を実施した。</p>	
<p>【203】 競争的資金の間接経費等の多様な資金を活用した任期付き教職員の採用制度を導入する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>引き続き、競争的資金の間接経費等の資金を活用した任期付教職員209名を採用した。</p>	
<p>【204】 産学官連携推進を視野におき、民間人研究者の受け入れを容易にする制度を確立する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>1. 民間企業に在職したまま本学の教職員として登用できるよう、就業規則を改正し、1名の出向職員をTL0長として採用した。 2. 19年度から引き続き、県内に事業所又は研究所を所有する民間企業と13件の包括協定を締結し、32名の民間人研究者を客員教授、客員准教授として受入れた。 3. 民間人研究者を「群馬大学共同研究取扱規程」に基づき、共同研究員として9名受入れた。</p>	
<p>【205】 3)- 外国人教員の積極的な採用を図るためのシステムの整備を行い、待遇改善を実施するとともに、宿泊設備等の整備の推進に努める。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>引き続き、18年度に整備した制度を推進した。</p>	

<p>【206】 国際交流協定を締結している外国の大学等との教職員間人事交流を積極的に推進する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>国際交流協定を締結している外国の大学に教職員60名を派遣、また、研究者50名の受け入れを行い、教育研究の交流を図った。</p>	
<p>【207】 男女雇用機会均等法の趣旨にのっとり、性別に与えられない採用基準及び勤務条件の改善を推進するために、その阻害要因となつていて、本学における及び制度の改善を図る。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>1. 育児を行う教職員の継続的な雇用の促進を図ることを目的に、「育児短時間勤務制度」を設けるなど、育児休業制度の見直し・改善を行った。 2. 結婚や出産・育児等で一旦現場を離れた女性医師の再就職を支援するために「群馬大学医学部附属病院女性医師支援プログラム」を実施し、これにより7名(19年度5名)がこのプログラムにより支援された。</p>	
<p>【208】 4)- 一般事務職員の新規採用については、原則として能力の実証に基づき、資格試験によることとするが、必要に応じて、国際化・情報化・地域連携等の社会的ニーズに的確に対応できる専門的知識・技能を有する人材を優先的に採用する。</p>	<p>【208】 3)- 一般事務職員の新規採用については、原則として能力の実証に基づき、資格試験によることとするが、必要に応じて、社会的ニーズに的確に対応できる専門的知識・技能を有する人材を優先的に採用する。</p>	<p>1. 労働関連法等の改正に対応するため、資格(社会保険労務士)を有する職員1名を選考により採用した。 2. 附属病院において、患者へのサービス及び病棟医療スタッフへのサポート体制を充実させるため、専門的知識を有する職員12名を病棟クラークとして選考により採用した。</p>	
<p>【209】 事務職員採用後の研修については、課題解決能力、業務処理能力等を修得させるための実践的な研修制度を確立し、職員的能力開発を支援し、有為な人材を養成する。</p>	<p>【209】 事務職員の課題解決能力、業務処理能力等を修得させるため、実践的な研修を行う。</p>	<p>1. 中期(年度)計画【196】の『判断理由(計画の実施状況等)』参照 2. 引き続き、本学の現状、課題等の認識を深め、今後の業務に役立たせることを目的に、新規採用事務職員に対し、学長、理事、部局長等が講師を担当する教養教育科目「群馬大学・学・教育と研究と地域社会と」を聴講させるとともに、レポート作成を課し、職員自身の業務遂行上の目標を明確化させた。</p>	
<p>【210】 国の機関、他の国立大学法人等との事務職員間の人事交流を積極的に進め、組織の活性化を推進する。</p>	<p>【210】 国の機関、他の国立大学法人等との事務職員間の人事交流を積極的に進め、組織の活性化を推進する。</p>	<p>中期(年度)計画【202】の『判断理由(計画の実施状況等)』参照</p>	
<p>【211】 運営費交付金、事業収入等に基づき、適正かつ効率的な人員管理、人件費の運用を図る。他、職員業務条件については、就業規則において合理的に定めるものとする。</p>	<p>【211】 運営費交付金、事業収入等に基づき、適正かつ効率的な人員管理、人件費の運用を図る。</p>	<p>引き続き、17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減(効率化1%)への対処方策について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、20年度について、総人件費改革(18~22年度の間に5%の人件費削減)に基づき中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標
 (1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する目標
 1) 事務組織・職員配置の再編、合理化を進め、事務処理の効率化・合理化の推進を図る。また、群馬大学としての安全体制・責任体制を明確にした管理・運用のシステムを構築する。
 2) 各種事務の集中化・電算化を推進し、事務処理の簡素化及び迅速化を図る。
 3) アドミッション・オフィス入試対応の広報活動の強化、学生・留学生支援体制の充実、就職支援体制の強化を図る。
 4) 事務職員の専門性の向上を図る。
 (2) 複数大学による共同業務処理に関する目標
 大学間共同業務処理の推進を図る。
 (3) 業務のアウトソーシング(外部委託)等に関する目標
 事務組織の機能・編成の見直しによる業務の省略化とアウトソーシングの積極的活用を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウエイト
<p>(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 【212】 1)- 大学の将来計画を念頭におき、平成16年度に事務組織の機能・編成の見直し、重複する業務の簡略化等、組織を取りまく変化に弾力的に対応できる体制を整備する。</p>	<p>(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 【212】 1)- 事務改善・合理化協議会により事務組織の機能及び事務改善合理化方策等に基づき必要な見直しを行う。</p>		<p>事務改善・合理化協議会の下、グループ制導入後1年間の運用状況を調査・検証し、業務マニュアルの整備、秘書グループと監査室の再編成及び総務グループの集約的再配置等の事項について、実施可能なものから着手することとした。また、17年度に策定した事務改善・合理化に関する実施計画を継続して実行し、 1. 責任の明確化等を図るための会計関係規則の改正 2. 定期刊行物の購入数の削減 3. 整備業務等の複数年契約の実施等を行った。</p>	
<p>【213】 人的財源を確保し、新規プロジェクト等に重点的に配備するなど、新たなニーズに対応するための人的財源を捻出する体制を整備する。</p>	<p>【213】 学長裁量枠により人的資源を確保し、新規プロジェクト等に必要に応じて重点的に配備する。</p>		<p>学長裁量枠から、教員免許状更新講習対応のために、2名の職員を配置した。また、「重粒子線治療の効果的利用を目指した集学的治療法の開発に関する基礎的・臨床的研究」の推進のために4名の教員を、診療体制の整備・充実及び臨床研究並びに先進医療の推進のために4名の助教を、危機管理体制の整備のために1名の専門職員を21年度から配置することを決定した。</p>	
<p>【214】 法人化後の諸課題を解決するため、機動的な大学運営を支援するシステムの構築を図る。</p>	<p>(平成17年度計画実施済事項)</p>		<p>引き続き、17年度に再編した事務組織の運営状況の検証を行った。</p>	
<p>【215】 2) 大学全体の基幹ネットワーク環境の整備、事務の情報化、学生の情報機器利用環境の整備、キャンパスネットワークを活用した事務文書の管理(平成16年度)、情報発信及び情報交換、ナレッジ・マネジメント(知識の共有による効率的な管理運営)の活用・整備等を積極的に進め、事務情報処理の簡素化・効率化・迅速化を図る体制を構築す</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>		<p>業務・システム最適化計画に則り、「総合情報処理センター電子計算機システム」を「情報基盤システム」及び「図書情報システム」として分離調達し、4年間賃貸予算額の2%の節約が図れた。</p>	

<p>る。</p> <p>【216】 3) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するための制度(学内・学外・民間研修等)を導入し、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図る。</p>	<p>【216】 2) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するための制度(学内・学外・民間研修等)により、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図る。</p>	<p>引き続き、学外研修へ積極的に参加させ、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図った。 特に、20年度は就職支援体制の強化を図ることを目的に、キャリアサポート室員を学外のセミナー(民間研修)に参加させた。</p>
<p>(2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p> <p>【217】 複数大学によるテレビ会議システム等の設置を検討し、共同業務処理の導入を図る。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>引き続き、複数大学の共同業務による国立大学法人等職員採用試験に参画し、この制度を活用した事務系職員採用に係る業務の効率化を図った。</p>
<p>(3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <p>【218】 定型的な業務及び特に教務事務システム等の構築・一元化を図り、教育研究・事務の横断的な管理・運用体制を構築するとともに、アウトソーシングの推進を図る。</p>	<p>(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <p>【218-1】 定型的な業務についてはアウトソーシングの推進を図る。</p> <hr/> <p>【218-2】 教務事務システムのデータの共有化を推進し、さらに管理・運用の効率化を図る。</p>	<p>引き続き、職員の負担を軽減し、業務の効率化を図るため、事務改善・合理化協議会において、各部局の業務を点検・検証した結果、次の定型的な業務等について、アウトソーシングを実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学籍データ、教養教育の成績データ及び入学試験の出題・成績データなどの学務関連の入力業務 2. 年末調整(約2,800名分)及び住民税(約1,000名分)などの給与関連の入力業務 3. 授業評価(約40,000件)などの評価関連の入力・集計業務 4. 材料部の滅菌業務、手術部の手術間清掃業務、夜間の病院補助業務、外来窓口(福祉・公費担当)及び病棟補助業務などの病院関連業務 <hr/> <p>19年度に構築した「学籍管理システム」により、学籍の管理・運用の効率化を図った。</p>
		<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>

[ウェイト付けの理由]

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

法人化後5年度目となる20年度においては、16～19年度に整備した体制等が機動的かつ戦略的に機能しているかの観点に基づき、点検・評価を行うとともに、学長のリーダーシップの下、次に掲げる業務運営の改善及び効率化を図った。

戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

企画立案部門の活動状況等

法人運営の機動性・効率性を高めることを目的に設置した「役員懇談会」(16年度設置)を原則毎週開催し、学長のリーダーシップの下、法人運営の諸課題に対して迅速かつ適切な意思決定を行った。また、監事の出席を求め、透明性・公正性を保った。

法人としての総合的観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

1. 学長裁量経費 [340百万円]

中期計画及び年度計画の確実な実施及び全学的な視点からの戦略的施策や教育研究プロジェクト等を推進する経費として、学長裁量経費を措置し、学長のリーダーシップの下、総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分を行った。

(学長裁量経費内訳)

1. 教育研究改革・改善プロジェクト経費 [90百万]

- (1) 学部の枠を越えた全学的視点に立った教育研究プロジェクト経費
- (2) 教育研究国際化の推進経費
- (3) 文部科学省における「特色ある大学教育改革の支援」、「21世紀COEプログラム」等、また、概算要求事項「特別教育研究経費」への申請・支援のための経費
- (4) 若手研究者及び指導的研究者の研究活性化を推進するための経費
若手研究者支援のための経費財源として、「国立大学法人群馬大学の予算配分方針」に基づき、21年度科学研究費補助金への応募を行わなかった研究者の研究費について、配分単価の20%を減額し、その経費を若手研究者支援のための経費として別途1,493千円を充当した。

2. 教育研究環境重点整備費 [170百万]

教育研究及び学生支援に必要な共同利用設備、施設の整備等、教育研究環境の改善に要する経費

3. 大学改革等推進経費 [10百万]

教員評価の結果に基づく戦略的資源配分経費並びに大学改革等を推進する上で必要な評価システムの経費

4. 社会貢献重点経費 [30百万]

学外の機関及び自治体等と連携した共同事業等の社会貢献に要する経費

5. 部局長裁量経費 [40百万]

学部等の戦略的な資源配分を支援するための経費

部局長裁量経費については、既定の部局長裁量経費(50百万円)の配分と合算し、90百万円を措置した。また、受託研究等の間接経費の一部224百万円(対前年度1,100千円増)についても、部局長の裁量により執行できることとした。

2. 学長裁量人員枠

第10次定員削減計画を法人化後も計画どおり行ったものとして設けた「学長裁量枠」を確保し、新規プロジェクト等に重点的に配置することとしている。20年度は、教員免許状更新講習対応のために、2名の職員を配置した。また、「重粒子線治療の効果的利用を目指した集学的治療法の開発に関する基礎的・臨床的研究」の推進のために4名の教員を、診療体制の整備・充実及び臨床研究並びに先進医療の推進のために4名の助教を、危機管理体制の整備のために1名の専門職員を21年度から配置することを決定した。

業務運営の効率化を図っているか。

「グループ制」導入後の運用状況の調査・検証

事務改善・合理化協議会の下、「グループ制」導入後1年間の運用状況を調査・検証し、業務マニュアルの整備、秘書グループと監査室の再編成及び総務グループの集約的再配置等の事項について、実施可能なものから着手することとした。また、17年度に策定した「事務改善・合理化に関する実施計画」を継続して実行し、

1. 責任の明確化等を図るための会計関係規則の改正
2. 定期刊行物の購入数の削減
3. 整備業務等の複数年契約の実施等を行った。

収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

課程毎の収容定員の平均充足状況は、学士課程 111.5%、修士課程 109.3%、博士課程 119.8%、専門職学位課程 106.3%であり、収容定員を適切に充足した教育活動を行った。

外部有識者の積極的活用を行っているか。

1. 外部有識者の活用

民間企業に在職したまま本学の教職員として登用できるよう、就業規則を改正し、民間企業で技術本部長の者を群馬大学TL0長として採用した。また、引き続き、業務運営の効率性・機動性を高めるため外部有識者を理事(学長特命事項)財務調査役、知的財産関連のマネージャーやコーディネーター、顧問、病院長補佐及び客員教授等に採用した。

2. 経営協議会の審議状況及び運営の活用状況

5回の会議及び概算要求ヒアリングを開催し、審議過程における外部委員などの意見を積極的に大学運営に反映させた。会議の運営については、役員会等関連会議との日程調整や審議事項の整理などを早期に行い、法人の意思決定に先立って経営協議会で十分に審議できるよう、議題の他、会議資料を事前配

付して委員が提言しやすくなるなどの措置により、審議の実質化を図った。また、法人経営の重要事項である概算要求については、経営協議会委員による学内ヒアリングを実施して外部委員からの意見を取り入れた。

反映事項については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料2 - 3参照

監査機能の充実が図られているか。

実施状況等

1. 監事監査

「国立大学法人群馬大学監事監査計画」に基づく監査（恒常、実地）並びに追跡調査を実施した。

監事からの指摘事項で具体的に改善した事柄等の詳細は、「各法人共通の資料・データ」の添付資料3 - 1、3 - 2参照

2. 内部監査

「国立大学法人群馬大学内部監査計画」に基づく監査を実施した。

詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料3 - 3参照

男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。

1. 男女共同参画推進に向けた取組状況

教職員が仕事と子育てを両立させることができるための支援を行い、働きやすい環境を作ることによって、全ての教職員がその能力を存分に発揮できるようにするため、20年度は次の取組を行った。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく国立大学法人群馬大学行動計画の実施（育児休業規則の制定により、育児休業取得者が増加（19年度 35名 20年度 50名））
- (2) 「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」の周知
- (3) 学外相談員による「ハラスメント・ホットライン」の周知
- (4) 女性学・ジェンダー研究関連科目による教育の実施

詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料4 - 1参照

2. 女性教職員の採用・登用の促進に向けた取組状況

結婚や出産・育児等で一旦現場を離れた女性医師の再就職を支援するために「群馬大学医学部附属病院女性医師支援プログラム」を実施し、これにより7名（19年度5名）がこのプログラムにより支援された。

詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料4 - 3参照

3. 仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組状況

育児を行う教職員の継続的な雇用の促進を図ることを目的に、「育児短時間勤務制度」を設けるなど、育児休業制度の見直し・改善を行った。また、18年度に附属病院内に保育園を設置し、翌年度から園児を受け入れている（20年度入園者 22名）。

詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料4 - 4参照

項目別の状況

(2) 業務運営・財務内容等の状況
 財務内容の改善
 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標
 大型外部資金源として、21世紀COEプログラム、各省庁又は財団による提案公募型研究（例えば、科学技術振興事業団による戦略的創造研究推進事業など）、地域振興プロジェクト等に積極的に応募する。科学研究費補助金についても積極的に応募し、採択件数、採択配分額の増加を目指す。さらに、受託研究、奨学寄付金の増加に努めるとともに、財団助成への応募を促進し、研究費の増加を図る。先端科学分野におけるベンチャー事業、産学官連携による大型プロジェクト、学内諸施設開放、大学出版事業、公開講座の充実、附属病院経営等の幅広い自己収入の増加策を講じる。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト
【219】 1) 大型外部資金を応募しやすい体制を整える。個々の事例に合わせた応募体制を整え、各部署の活動を促進し、さらには産学官連携プロジェクト研究等に大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図る。	【219】 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に、部局内又は部局間にもたがらぬ研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究の推進を図ることとした。また、産学官連携プロジェクト研究等に大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図る。		1. 引き続き、研究・産学連携戦略推進機構「研究・知的財産戦略本部」の研究戦略室において、部局内又は部局間にもたがらぬ研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究の推進を図ることとした。 2. 中期計画で定めた重点8領域の内、「重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発」をグローバルCOEプログラムとして申請した。	
【220】 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習会の開催、指導ホームページによる情報提供と指導を行い、各種外部資金獲得へ向けての積極的な支援体制を充実させる。	【220】 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習会の開催、指導ホームページによる情報提供と指導を行い、各種外部資金獲得へ向けて積極的な支援体制を充実させる。		1. 詳細な科学研究費補助金の公募関係資料を作成し、教員個々に配付するとともに、各キャンパスにおいて、説明会を実施した。 2. 手続きの利便性を考慮し、「科学研究費補助金の電子システム」の「申請期限」及び「各種団体の研究助成の募集情報」をホームページに掲載し、書式等のダウンロードを可能とした。 3. 公的外部資金情報のメール配信や、JST等の担当者を招聘しての説明会を実施した。	
【221】 3) 地域共同研究センターの広報活動を強化し、受託研究費の増加を図る。各部署の企業懇談会等を通じて、各部署の研究内容を地域企業にPRし、各種企業との適切な組み合わせを図る。	【221】 3) 共同研究イノベーションセンターの広報活動を強化し、受託研究費の増加を図る。また、ホームページ、各部署の企業懇談会等を通じて、各部署の研究内容を地域企業にPRし、各種企業との適切な組み合わせを図る。		1. 引き続き、共同研究イノベーションセンターニュース（3,000部発行）やホームページを通じて、随時各種事業を紹介している。 2. 20年6月に開催した群馬産学官連携推進会議や群馬県等の自治体が開催の展示会に参画するなど、積極的な広報活動を行った。	
【222】 4) 先端科学分野でのベンチャー事業立ち上げ支援のために、共同研究スペース等、学内施設を開放し、起業育成を図る。ベンチャー事業育成に資するためのマニュアルを平成19年度までに作成する。	【222-1】 4)- 先端科学分野でのベンチャー事業立ち上げ支援のために、共同研究スペース等、学内施設を開放し、起業家育成を図る。 ----- 【222-2】 地域・学生向けの起業塾を開催する。		引き続き、研究・産学連携戦略推進機構「産学連携・先端研究推進本部」のインキュベーションセンターの研究スペース（創造開発室）において、9テーマが大学における研究シーズの実用化に向けて研究を推進した。 引き続き、企業塾（第5回）を共同研究イノベーションセンターにおいて開催した（3日間 参加者22名）。企業経営者のほか、産学連携をしている2銀行等からも専門的講師を招き、講義を行った。	
【223】	【223】		1. 企業塾を開催し、インキュベーションセンター内から、ベン	

<p>5) 地域共同研究センターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産業の創出とともに、自己収入の増加を図る。そのために学内諸施設の再編統合を図り、ベンチャー企業が利用しやすい条件を整備する。</p>	<p>5) 共同研究イノベーションセンターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産業の創出とともに、自己収入の増加を図る。</p>	<p>チャー事業の立ち上げを支援した。 2. 19年度から、研究・産学連携戦略推進機構が保有する分析装置を開放し、民間機関等から「依頼分析」を受ける制度を開始し、20年度は16件と依頼件数が増加した（19年度 6件）。</p>													
<p>【224】 6) 公開講座や技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。</p>	<p>【224】 6) 公開講座や技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。</p>	<p>1. 公開講座のホームページ公開（本学及び群馬県）、公共の機関紙等への掲載、ちらし・ポスターの配布、マスコミ等を通じた広報等、各種広報活動を行い、各キャンパスにおいて公開講座を実施し、自己収入の増加に努めた。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">20年度</td> <td style="text-align: center;">19年度</td> <td style="text-align: center;">増減</td> </tr> <tr> <td>(実施講座数)</td> <td style="text-align: center;">36講座</td> <td style="text-align: center;">33講座</td> <td style="text-align: center;">3講座</td> </tr> <tr> <td>(受講者計)</td> <td style="text-align: center;">1,011名</td> <td style="text-align: center;">800名</td> <td style="text-align: center;">211名</td> </tr> </table> <p>2. 「2008年度群馬大学地域アカデミー」を開講して、自己収入の増加に努めた（7名受講）。</p> </p>		20年度	19年度	増減	(実施講座数)	36講座	33講座	3講座	(受講者計)	1,011名	800名	211名	
	20年度	19年度	増減												
(実施講座数)	36講座	33講座	3講座												
(受講者計)	1,011名	800名	211名												
<p>【225】 7) 附属病院の経営改革を行い、効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。</p>	<p>【225】 7) 附属病院の経営改革を行い、効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。</p>	<p>1. 民間コンサルタント会社と医用材料等契約支援業務の包括契約を締結するなど、コスト削減に積極的に取り組み、約2億円の経費削減を達成した。 2. 平均在院日数15.88、病床稼働率86.38%を達成するとともに、病院情報システムの入れ替えに伴う患者制限等の影響により、21年1月には、稼働率が大幅に落ち込んだにも係わらず、19年度稼働額を3.5億円を上回る過去最多の182.9億円を達成した。</p>													
		<p>ウェイト小計</p>													

業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 経費の抑制に関する目標

中期目標
 1) 管理的経費の使用状況を公開し、その評価点検により効率化を図りながら全体の管理的経費を抑制する。
 2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウエイト
【226】 1)- 平成16年度から電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行ったための組織の設置を検討し、省エネ、省コスト対策、プリメンテナンスに関わる対策を練る。	【226】 1)- 電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行うため、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき導入した光熱水費等の受益者負担制度により、エネルギー使用の合理化・計画的維持管理を推進する。		1. 「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき、団地別・部局別の毎月の光熱費と使用量を大学運営会議に報告するとともに、HPに公表することにより部局毎の負担額を明確にし、エネルギー使用の合理化を促した。 2. 省エネ及び温室効果ガス排出抑制のため、桐生地区に続き荒牧地区においても、個別空調化を実施した。 3. 荒牧地区の各部局における電力使用量をWeb上で確認できるようにすることにより、デマンド監視を強化し、契約電力の抑制を図った。	
【227】 全学の各施設について、利用状況の評価するシステムを整備し、その有効利用を図る。	【227】 施設・環境推進室において、共用研究スペースの利用状況の点検評価を行い施設の有効活用を図る。		1. 施設・環境推進室において、「群馬大学の施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、空室並びに使用期限が終了する共用研究スペースについて再公募を行い有効活用を図った。 2. 施設・環境推進室において、施設情報管理システムを活用した施設実態調査図を全学に公表し、施設の維持管理用資料作成業務の効率化を図った。	
【228】 人的資源の効果的運用について評価方式を導入し、人件費抑制と効率的配分を図る。	【228】 人的資源の効果的運用について評価方式により、人件費抑制と効率的配分を図る。		引き続き、役員会において人員削減計画の厳密な管理を行うとともに、退職教員の後任補充についても、当該部局等の業務運営・教育改革等の状況を厳格に評価・検証した上でその可否を判断し、必要により一定期間の人事凍結等の措置を講ずるなど人件費の効果的運用を行った	
【229】 2) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。	【229】 2) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。		引き続き、17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減(効率化1%)への対処方針について」の諸方針に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、20年度について、総人件費改革(18~22年度の間5%の人件費削減)に基づき中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。	
			ウエイト小計	

業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標 施設、土地等の資産について、効果的・効率的に使用する体制を整備し、財源の確保に努める。また、知的財産を適切に管理し、その有効活用を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエト																								
<p>【230】 1) プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。</p>	<p>【230】 1) プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。 施設・環境推進室の下で効率的な施設利用を図り、計画的な維持保全に努める。</p>		<p>1. 施設・環境推進室において、「群馬大学の施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、空室並びに使用期限が終了する共用研究スペースについて再公募を行い有効活用を図った。 2. 施設・環境推進室において、教育研究環境重点経費（設備）を確保するとともに、共用研究スペース課金により700万円を徴収し、安定した財源確保に努め、施設の計画的な維持保全を推進した。</p>																									
<p>【231】 2) 平成16年度に知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を整備し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。</p>	<p>【231】 2) 知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を充実し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。</p>		<p>19年度に設置した群馬大学TLOを中心に、新技術説明会等を開催し、本学が所有する特許をベースとした企業との共同研究を奨励することによって、共同研究の増加及び特許の共同出願に伴う実施料等の収入増を達成した。</p> <p>1. 特許実施料等収入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施件数</td> <td>9件</td> <td>10件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>実施料等</td> <td>1,911千円</td> <td>6,418千円</td> <td>4,507千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 特許に基づく共同研究収入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>8件</td> <td>13件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td>30,320千円</td> <td>96,045千円</td> <td>65,725千円</td> </tr> </tbody> </table>		19年度	20年度	増 減	実施件数	9件	10件	1件	実施料等	1,911千円	6,418千円	4,507千円		19年度	20年度	増 減	件 数	8件	13件	5件	金 額	30,320千円	96,045千円	65,725千円	
	19年度	20年度	増 減																									
実施件数	9件	10件	1件																									
実施料等	1,911千円	6,418千円	4,507千円																									
	19年度	20年度	増 減																									
件 数	8件	13件	5件																									
金 額	30,320千円	96,045千円	65,725千円																									
<p>【232】 3) 平成16年度に全学的見地から施設管理の基本方針を決定するシステムを構築する。施設計画、管理等に関する課題については、長期的戦略のもとに具体的対策を講ずる。</p>	<p>【232】 3) 施設計画、管理等に関する課題については、全学的見地から「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、長期的戦略のもとに具体的対策を講ずる。</p>		<p>「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、重粒子線照射施設の整備、附属図書館の改修整備、教育学部EF棟の改修整備、桐生地区工学部会館・屋内運動場の改修整備、昭和地区旧手術棟、旧核医学診断棟の改修整備を行った。</p>																									
<p>【233】 4) 高度化・多様化する教育研究に対応するため、全学的見地に立った施設使用面積並びに諸室の配分及び配置の見直しを行い、教育研究スペースを競争原理に基づいて重点的に貸与する。貸与に当たっては、スペース回収を容易にするため、スペース</p>	<p>【233】 4) スペース課金システムの適用範囲の拡大を図る。</p>		<p>1. 空室並びに共同研究の推進が見受けられず使用中止を通知した共用研究スペースに対し、新たに使用者の再公募を行うなどスペース課金制度の拡大を図った。 2. 競争的共用研究スペース(2,478㎡) から、700万円のスペース課金を徴収した。</p>																									

<p>課金システムを導入する。</p> <p>【234】 5) 自己点検・評価の一環として、全学施設への立ち入り調査を実施し、改善策を提言する。全学の講義室・ゼミ室・実験室等の施設利用の実態を把握するため、コンピュータ・システム管理を行い、学内への公表を行う。また、講義室等は、Web上で使用申し込み等を行い、有効活用を図る。</p>	<p>【234】 5) 施設等への立ち入り調査を実施し、改善策を提言する。講義室等については、Web上で使用申し込みを行うなど一括管理を行い、有効活用を図る。</p>	<p>1. 「群馬大学の施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、全学の共用研究スペースについて、使用者に使用状況の自己点検を実施させ、点検報告に応じて確認調査を行い改善通知を発して有効活用を図った</p> <p>2. 建築基準法第12条に基づき、施設の使用状況の確認のために点検調査を行い、調査結果を特定行政庁へ報告した。また、施設の点検を行い、違法な使用形態に対して改善通知を発して管理を行った。</p> <p>3. 施設情報管理を利用した講義室等の管理について、Web上で使用申込等の一括管理を行い、施設の有効活用を図った。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	
		<p>-----</p> <p>ウェイト総計</p>	

〔ウェイト付けの理由〕



(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

財務内容の改善・充実が図られているか。

1. 経費の節減に向けた取組

(1) 経費の効率的な使用を図るための予算配分方針の決定

引き続き、年度計画に基づき、予算、収支計画及び資金計画を連動させ、四半期毎の収入目標額を設定し、収入予算と支出予算を一体的に運用することを配分の基本方針として予算配分方針を策定し、事業計画との整合性を確保した予算配分を行った。

(2) 光熱水料の節減に向けた取組

「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき、団地別・部局別の毎月の光熱費と使用量を大学運営会議に報告するとともに、HPに公表することにより部局毎の負担額を明確にし、エネルギー使用の合理化を促した。

省エネ及び温室効果ガス排出抑制のため、桐生地区に続き荒牧地区においても、個別空調化を実施した。

荒牧地区の各部局における電力使用量をWeb上で確認できるようにすることにより、デマンド監視を強化し、契約電力の抑制を図った。

(3) 経費節減に向けた効果的な予算配分

引き続き、「群馬大学の予算の配分方針」に基づき、一般管理経費、光熱水料等経費、業務委託・保守等経費については、前年度積算額に対して、節約率 2%を設定し、経費の節減を図った。

(4) 附属病院での取組

民間コンサルタント会社と医用材料等契約支援業務の包括契約を締結するなど、コスト削減に積極的に取組み、約 2 億円の経費削減を達成した。

2. 自己収入増加に向けた取組

(1) 外部資金獲得への取組

大型外部資金を導入しやすい体制の構築

引き続き、研究・産学連携戦略推進機構「研究・知的財産戦略本部」の研究戦略室において、部局内又は部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究の推進を通して、大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図ることとした。20年度は、中期計画で定めた重点 8 領域の内、「重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発」をグローバルCOEプログラムとして申請した。

科学研究費補助金取得への取組

引き続き、学内の説明会等を実施するとともに申請率を向上させるため、次の取組を行った。

ア 「国立大学法人群馬大学の予算配分方針」に基づき、21年度科学研究費補助金への応募を行わなかった研究者の研究費について、配分単価の20%を減額し、その経費を若手研究者支援のための経費とした。

イ 若手研究者（42歳以下で科学研究費補助金不採択者）が行う研究で、今後の発展が期待できる研究を対象に設けた学長裁量経費「若手研究者等の研究活性化の推進経費」に採択された教員には、次年度科学研究費補助金への積極的な応募を義務付けた。

(2) 知的財産活用への取組

群馬大学TL0を中心に、新技術説明会等を開催し、本学が所有する特許をベースとした企業との共同研究を奨励することによって、共同研究の増加及び特許の共同出願に伴う実施料等の収入増を達成した。

特許実施料等収入

	19年度	20年度	増 減
実施件数	9件	10件	1件
実施料等	1,911千円	6,418千円	4,507千円

特許に基づく共同研究等収入

	19年度	20年度	増 減
件 数	8件	13件	5件
金 額	30,320千円	96,045千円	65,725千円

3. 資金の運用に向けた取組

資金運用について、文部科学大臣の指定する有価証券が示されたことにより、従来からの地方債に加え、寄付金を財源に金融債(6億円)を取得、また、資金管理の徹底により短期運用を充実させ約25,000千円の増収を達成した。

詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料 5 - 1 参照

人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減(効率化 1%)への対処方策 について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、20年度について、総人件費改革(18~22年度の間に5%の人件費削減)に基づき中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。

また、役員会において引き続き人員削減計画の厳密な管理を行うとともに、退職教員の後任補充についても、当該部局等の業務運営・教育改革等の状況を厳格に評価・検証した上でその可否を判断し、一定期間の人事凍結等の措置を講ずるなど人件費の効果的運用を行った。

項目別の状況

(3) 業務運営・財務内容等の状況
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
評価の充実に関する目標

中期目標
自己点検・評価、外部評価を厳正に実施し、評価結果を公表し大学としての社会に対する説明責任を果たすとともに、第三者評価結果を大学運営の改善に役立てるよう努める。また、学内の評価組織のあり方を検討し、効果的な自己点検・評価が行われる制度を確立する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエト
【235】 1) 各部署毎に自己点検・評価を定期的に実施するとともに、外部評価・第三者評価を積極的に受ける。また、そのために効率的なシステムの整備を行う。	【235-1】 1)- 各部署毎に自己点検・評価を定期的に実施する。		1. 大学評価室を中心に、各部署毎に次の事項ごとに自己点検・評価を実施した。 (1) 中期目標・中期計画及び20年度計画（年2回） (2) 認証評価（21年度受審）の観点 (3) 授業評価（年2回） 2. 教職員評価・人事制度検討部会を中心に人事評価を実施した。	
	【235-2】 大学の諸活動について外部評価又は第三者評価を受ける。		1. 外部評価として、工学部において、自治体・産業界・教育機関・報道機関等から選出された委員で構成する「地域貢献諮問委員会」による評価を実施した。 2. 第三者評価として、教職大学院の試行認証評価及びJABEEによる教育プログラムの中間審査（3専攻）、附属病院の機能を学術観点から審査する病院機能評価並びにISO14001の継続審査を受審した。	
【236】 2) 平成16年度から教育に関する授業評価を一層充実させ、授業方法改善研究部会の活動を積極的に推進し、評価結果が確実に授業の改善に反映するよう努める。	【236】 2) 教育に関する授業評価を一層充実させるため大学評価室や教育方法改善部会の活動を積極的に推進し、評価結果が確実に授業の改善に反映するよう努める。		1. 教養教育科目 大学教育センターにおいて、外国語科目の授業評価を実施し、結果を担当教員にフィードバックするとともに、関連委員会において組織的検証を行うなど、評価結果を確実に授業改善に反映させた。 実施科目数 212科目 アンケート実施枚数 6,323枚 2. 専門教育科目・大学院科目 16年度から実施している学生の自主性を尊重した授業評価により、教員個々に対する学生の意見を含む評価結果のフィードバック、授業方法改善関連委員会などにおける評価結果の組織的検証、評価結果に基づく学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会の実施などを行い、評価結果を確実に授業改善に反映させた。 (1) 専門教育科目 実施科目数 1,351科目 アンケート実施枚数 34,124枚 (2) 大学院科目 実施科目数 264科目 アンケート実施枚数 2,292枚 3. ベストティーチャー賞 全学的なベストティーチャー表彰制度により、授業評価結果等に基づき選考した。被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対し学長裁量経費より教育研究資金の配分を行った。	

<p>【237】 3) 平成18年度～19年度を目途に教育研究業績、社会貢献活動等につき、各教員についても適正な評価を行う。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>中期(年度)計画【174】の『判断理由(計画の実施状況等)』参照</p>
<p>【238】 4) 各界各層の学外有識者等から多様な意見・指摘等を建設的に取り入れていくよう努める。</p>	<p>【238】 3) 各界各層の学外有識者等に意見を求め、積極的に改善に生かす。</p>	<p>1. 卒業生等が就労している学校・企業等、卒業生等へのアンケートを実施し、その結果を本学の運営改善に積極的に反映させた。 2. 多文化共生の取組として、自治体、産業界、NPO法人、外国人住民などが参画する「地域協働ネットワーク」を構築し、教育・医療・防災・安全安心のまちづくり・地域コミュニティの活性化の5つのテーマについて、運営に積極的に反映させた。 3. 工学部においては、自治体・産業界・教育機関・報道機関から選出した委員から構成する「地域貢献諮問委員会」において、多様な意見等を建設的に取り入れた。</p>
		<p>ウェイト小計</p>

(3) 業務運営・財務内容等の状況
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
情報公開等の推進に関する目標

中期目標 本学における教育研究組織及び運営等に関する情報を積極的かつ効果的に学内外に発信し、広く双方向の情報機能を備えたシステムを開発し発展させるとともに、情報提供に当たっては、利用者の立場に立った分かりやすい内容及び方法について工夫する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト
【239】 1) 利用者の立場に立った分かりやすい大学情報を積極的かつ適切に提供するため、新たな広報紙の発行（年2回）を検討する。	【239】 1) 広報戦略室の下、大学情報を積極的かつ適切に提供するため、定期的に広報紙を発行する。		大学情報誌「GU'DAY（グッディ）」を年2回発刊し、大学情報を積極的かつ適切に提供した。	
【240】 2) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。	【240】 2) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。		ホームページ上に情報公開案内を掲載するとともに、法人文書管理システムへのアクセスを可能とするなど、積極的に情報公開に務めた。	
【241】 3) ホームページ、電子ジャーナル等、高度情報社会に対応した情報発信・受信システムを、総合メディアセンター（仮称）等との連携・支援の下に拡大充実させていく。平成16年度から学内研究紀要等の電子化を推進し、学外からのアクセスを通じて、本学研究情報を公開する。	(平成19年度計画実施済事項)		総合情報メディアセンターを中心に機関リポジトリの登録コンテンツ並びに電子ジャーナルの拡充を図った。	
【242】 4) 平成16年度から記者、企業、地域住民懇談会を開催し、一般市民、地域社会各層の声を的確に反映させる双方向的システムを開発し、発展させていく。	【242】 3) 企業関係者、マスコミ関係者等との懇談会を開催し、地域社会各層の声を本学の諸活動に適切に反映させる。		企業懇談会、企業人事担当者・高等学校進路指導教員との懇談会、報道関係者との定期懇談会、地域貢献諮問委員会の開催を定期的に行い、地域社会各層の声を適切に反映させた。	
			ウエイト小計	
			----- ウエイト総計	

〔ウエイト付けの理由〕



(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。**IT等の有効活用等による中期計画・年度計画の進捗状況管理等自己点検・評価の作業の効率化に向けた取組****1. 中期計画・年度計画の自己点検・評価**

年2回実施している中期計画・年度計画の自己点検・評価作業について、大学評価のホームページ(URL <http://www.gunma-u.ac.jp/hyouka/index.htm>)に、調査様式及び評価結果を掲載し、調査依頼や中期計画・年度計画の進捗状況管理などの作業の効率化を図っている。特に、評価結果については、役員会等で報告するとともに、速やかに結果を公表し、学内への周知徹底を図り、具体的指摘事項への早期対応や、次年度の計画策定に活用した。

2. 教員評価

19年度に実施した教員評価について、教員評価指針で定める「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理運営」の4領域に係る事項並びに「職階による職務内容を考慮した各領域に対する重み付け」の評価データを入力、収集及び蓄積できるシステム「群馬大学大学情報データベース」(URL <https://univ-db.media.gunma-u.ac.jp/>)を活用し、教員評価作業の効率化を図った。

3. その他の評価

授業評価に係る教員及び授業科目データや認証評価に係る各基準毎の根拠データについても、「大学情報データベース」を活用し、作業の効率化を図っている。

情報公開の促進が図られているか。**情報発信に向けた取組状況**

引き続き、「広報戦略室」を中心に、広報誌、ホームページ等による積極的な情報発信を行った。

1. 広報誌

- (1) 16年度から引き続き、本学の教育研究活動に関する情報を積極的かつ適切に提供するため、利用者の立場に立った分かりやすい情報誌「GU'DAY(グッデイ)」を年2回発刊した。
- (2) 本学、茨城、宇都宮、埼玉の4大学が所有する「知」を広く社会に紹介するための研究シーズ集「4u:フォーユーVol.2」を21年3月に発刊した。
- (3) 本学の知財活動の詳細情報を広く社会に紹介するための研究・知的財産戦略本部機関紙「GRIP Vol.5 知財ニュース」を21年3月に発刊した。

2. ホームページ等

引き続き、ホームページを充実させ、積極的な情報発信を行うとともに、次の取組を行った。

- (1) 「大学情報データベース」と本学で生産された学術及び研究成果を蓄積し広く学内外に公開するシステム「学術情報リポジトリ」(URL <https://gair.media.gunma-u.ac.jp/>)のデータを連動させ、教員の入力作業の軽減化を図り、研究者情報の充実を図った。
- (2) 引き続き、「大学情報データベース」で収集したデータを「ReaD」に一括してデータ提供した。

項目別の状況

(4) 業務運営・財務内容等の状況
その他業務運営に関する重要事項
施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標 施設設備は、学内諸計画の実現に重要な基盤である。そのために、施設設備の整備・活用を検討する委員会の下に、その利用状況等を点検し、共用研究スペースの設置、教育研究スペース及び機能の適正化、地域連携活動スペースの確保等、施設設備の整備・活用に関する長期的構想を策定することにより、効率的かつ計画的な施設設備の管理を行う。情報処理に関しては、キャンパス間ネットワークの強化構築を行う。施設の点検・保守・修繕等を効果的に実施し、施設を長期にわたり活用するとともに、施設の安全性・信頼性を確保し、教育研究活動の支障となる施設の不備を改善する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト
<p>【243】 （1）教育内容・方法の進展への方策として、平成17年度を目標に情報化対応などの施設機能の向上や、各種規模の講義室の点検・評価を行い、その結果に基づいた整備充実を図るとともに、講義室の共用化を進める。また、学生自らが主体的に学習を行うスペースの充実も図る。</p>	<p>【243】 （1）「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、講義室等の整備充実を図るとともに共用化も進める。また、学生自らが主体的に学習を行うスペースの拡充を図る。</p>		<p>1 「学校施設維持管理点検調査」の結果及び「施設整備推進戦略」等に基づき、講義室等の整備充実を図るとともに、荒牧地区の教育学部E棟など共有化を推進した。 2 荒牧地区の総合情報メディアセンター（附属図書館）の改修整備において学生の情報教育の場としてPCプラザを設け自由にネットワークを活用できる自習スペースを、附属小学校の改修整備において、教育実習生の自習スペースを新たに確保するなど、学生自らが主体的に学習を行うスペースの拡充を図った。</p>	
<p>【244】 2) 産学官連携等の共同研究や学際的研究など、教育研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。</p>	<p>【244】 2) 産学官連携等の共同研究や学際的研究など、教育研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。</p>		<p>「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、多文化共生や健康づくりなど地域貢献・地域連携等の拠点となるスペースや、視覚、造形、音響、身体表現等の芸術を通じた地域貢献を推進するためのスペースの整備を行った。</p>	
<p>【245】 3) 昭和45年以前の老朽施設を主に計画的に改修整備を行い、引き続き昭和46年から56年迄に建築された老朽施設を重点的かつ計画的に改修整備を進め、耐震性の向上による安全性の確保と、必要な機能保全を図り、教育研究の進展に対応した施設水準の確保に努める。</p>	<p>【245】 3) 「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、老朽及び耐震補強を必要とする施設の再生整備を推進する。</p>		<p>1 「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、次の施設の改修整備などの再生整備を行った。 (1) 荒牧地区 総合情報メディアセンター（附属図書館）教育学部E・F棟 (2) 昭和地区 旧手術棟、旧核医学診断棟 (3) 桐生地区 工学部会館 2 その他の改修整備については、「営繕費による整備方針」、「教育研究環境重点整備費による整備方針」に基づき、改修整備を行った。</p>	
<p>【246】 4) 高度先進医療を实践する診療体制を推進するために、中央診療棟の整備を行うとともに、卒後臨床研修の必修化に対応するため臨床研修センターの整備を行う。また、重粒子線治療施設設備の整備の推進に努める。</p>	<p>【246】 4) 平成20年度竣工を目指して重粒子線照射施設の建設を進める。</p>		<p>重粒子線照射施設について、20年10月に建物が竣工した。</p>	

<p>【247】 5) 国際交流・学生支援施設の整備充実に努める。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>学生支援施設等の施設調査結果に基づき、「学生支援施設等要修繕一覧表」を策定し、学生支援施設等の整備を行った。</p>
<p>【248】 6) 教育研究活動の基盤を支えるエネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、その機能を維持し、良質な環境を確保するため計画的に更新・改修を進める。</p>	<p>【248】 5) エネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、施設・環境推進室及び総合情報メディアセンターにおいて現状調査を行い、計画的に更新・改修を行う。</p>	<p>1 「設備実態調査」の結果に基づき、「整備方針・改修計画」を策定し、エネルギー供給計画・IT設備等のインフラ設備の計画的な更新・改修を行った。 2 エネルギー供給設備については、附属中学校の公共下水道の整備、荒牧地区におけるボイラー廃止及び昭和地区における受電設備の更新を、IT設備については、学術情報ネットワークの引込みを桐生地区から荒牧地区に変更した。</p>
<p>【249】 7) 豊かな環境の下で、多様な利用者が安全かつ快適に過ごせるように、大学キャンパスを整備するとともに、知の拠点として相応しい空間形成に努める。</p>	<p>【249】 6) 「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、学生の利用、自然環境の活用、地域との交流などに配慮した屋外環境整備を進めていく。</p>	<p>「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、屋外運動施設の利用者の安全利用を目的とした防球ネットの整備、照度不足箇所の外灯の整備並びに立ち枯れた樹木の伐採を行うなど屋外環境を整備した。</p>
<p>【250】 8) PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）方式による整備の検討を行う。また、民間施設や地方自治体施設等、学外施設（リエゾンオフィス）の活用について検討を行う。</p>	<p>【250】 7) 民間施設や地方自治体施設等、学外施設を活用する。</p>	<p>1 患者サービスの向上を図るための施設が入居するアメニティーマールの整備について、PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）方式により、建設・事業運営の事業者を公募し選定した。 2 引き続き、工学部生産システム専攻及び工学部生産システム工学科用の校舎として太田市の施設を、社会情報学部のサテライト教室として高崎市の証券会社の施設を活用した。</p>
<p>(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【251】 1) 平成17年度を目標に全学的視野に立った学内外の施設利用者選定・評価システムを確立し、施設利用、研究の推進とその支援を視野に入れた施設運営に努める。</p>	<p>(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【251】 1) 「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、施設利用、研究の推進とその支援を視野に入れた施設運営に努める。</p>	<p>施設・環境推進室において「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、研究推進のために次の施設運営を行った。 1 使用期限が終了した既存の研究棟7棟の共用研究スペースの利用者の再公募を行った。 2 共用研究スペースについては、新たに教育学部に共同利用型の共用研究スペース378mを確保し、施設の有効活用を推進した。</p>
<p>【252】 2) 建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した施設管理・運営並びに維持を行う。</p>	<p>【252】 2) 「群馬大学施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した適正な維持管理を行う。</p>	<p>1 引き続き、「施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した適正な維持管理を行った。 2 20年4月1日に改正された建築基準法第12条に基づき、附属病院の設備関係の調査を実施した。</p>
<p>【253】 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、平成16年度から教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理し、その運用方法等を検討する。</p>	<p>【253】 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理運用を行う。</p>	<p>施設・環境推進室において「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに教育学部に共同利用型の共用研究スペース378mを確保し、施設の有効活用を推進した。また、使用期限が終了した既存の研究棟7棟の共用研究スペースの利用者を再公募した。</p>
<p>【254】 4) 平成16年度から既設設備の老朽化状況等の調査を定期的に実施し、改善計画を策定する。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。</p>	<p>【254】 4) 既設設備の老朽化した施設等の改善計画に基づき、必要に応じて整備を行う。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。</p>	<p>1 老朽化した施設等の改善計画に基づき、工学部会館、屋内運動場、教育学部EF棟、総合情報メディアセンターを改修整備した。また、改善計画以外の施設も改修整備を行い、既存施設の有効利用を推進した。 2 引き続き、設備整備計画を策定し、調査及び予防的措置のため、財源として、教育研究環境重点整備費（設備）及び部局長裁量経</p>

<p>【255】 5) 建物の維持管理・運営は、施設整備委員会において協議する。また、施設利用の占有化、固定化を避け、公正かつ効率的運用が図られるよう措置する。</p>	<p>【255】 5) 建物の維持管理・運営は、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、施設・環境推進室にて公正かつ効率的運用を推進する。</p>	<p>費を確保し、教育研究用設備の更新を行った。</p> <p>施設・環境推進室において「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、研究推進のために次の施設運営を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用期限が終了した既存の研究棟7棟の共用研究スペースの利用者を再公募した。 2. 共用研究スペースについては、新たに教育学部に共同利用型の共用研究スペース378㎡を確保し、施設の有効活用を推進した。 	
<p>【256】 6) 建物の増改築等に際しては、バリアフリーシステムに配慮する。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。</p>	<p>【256】 6) 建物の増改築等に際しては、「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」に基づき整備を行う。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。</p>	<p>「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」に基づき、工学部会館、教育学部E・F棟、総合情報メディアセンターの改修時にスロープ、身障者トイレ、自動ドアを整備するとともに、健康支援総合センターのスロープを改修整備した。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要事項
 安全管理に関する目標

中期目標
 学内外における安全管理、危機管理の普及・促進を図るために、教職員並びに学生に対する安全教育を充実する。事故災害や環境汚染の未然防止、毒物・薬物あるいは特定化学物質等の安全な保管や取り扱い、情報化社会における安全意識の高揚などを行うために、環境保全・安全管理体制を強化し、もって教育研究に資する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	コメント
<p>【257】 (1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全委員会（仮称）を設置し、各施設の定期並びに臨時的な安全点検を実施する。</p>	<p>【257】 (1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全に関する委員会を中心に、各施設の安全点検を実施する。</p>		引き続き、防災環境安全や防災対策に関する委員会において、定期（毎月）及び臨時的な安全点検を実施した。	
<p>【258】 2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備え、平成16年度から高レベルの救急救命体制を整備し、その対策を図る。特に、病院での救急薬品、救急患者用医療材料の備蓄や病院屋上のヘリポートを活用した患者受入れに関する情報管理及び連携システムを構築する。</p>	<p>【258】 2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備えた高レベルの救急救命体制を整備、維持する。</p>		引き続き、群馬県主催の「総合防災訓練」及び内閣府主催の「広域医療搬送実働訓練」に参加するとともに、DMAT隊員養成講習会へ事務職員を参加させ、東京・関東地域の広域災害発生時に備えた高レベルの救急救命体制を維持した。	
<p>【259】 3) 感染制御部を充実させて、国際感染症、ウイルス等に対応可能な体制を確立する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>		引き続き、感染対策に関する講習会（20年11月25日開催）を全教職員（外注職員を含む）を対象に実施した。	
<p>【260】 4) 平成16年度から防災マニュアルを活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期的に実施する。</p>	<p>【260】 3) 防災マニュアル等を活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期的に実施する。また、救命講習会などを実施し、防災に対する教職員の意識向上を図る。</p>		引き続き、防災マニュアルに基づき、学生及び教職員を対象として、防災訓練を実施し、防災に関する指導、注意喚起を行った。また、防災訓練の実施に合わせて防災ガイダンスを行い、防災に対する意識を高めた。	
<p>【261】 5) 平成16年度から県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。</p>	<p>【261】 4) 県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。</p>		引き続き、群馬県、消防署等との関係機関連絡網を整備し、通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施した。	
<p>【262】 6) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する全学的規定を見直し、安全対策を一層充実させ、環境</p>	<p>【262】 5) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。</p>		1. 引き続き、「内部会計監査規程」に基づく内部監査に併せて実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行うとともに、安全管理者等に対し、安全管理に対する指導等を行った。 2. 引き続き、各部署の安全衛生委員会が毎月巡視を行い、管理状	

<p>保全を図る。</p> <p>【263】 7) 核燃料物質、RI、放射線医療機器については、放射線安全委員会を充実させて、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの作成及び確認、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。</p> <p>【264】 8) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を年に1度必ず行う。また、安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者を定め、定期的な防災安全を図る。</p> <p>【265】 9) 各施設の耐震診断を行い、耐震改修の計画的な実施に努める。</p> <p>【266】 10) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行う。</p> <p>(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策 【267】 1) 平成16年度に実験・実習中の事故に対する労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止マニュアルを作成し、その活用により、学生への安全・事故防止教育を徹底するとともに、定期的に安全防止管理・事故防止講習会を実施する。</p> <p>【268】 2) 保健管理センターの充実・強化を図り、健康維持のための定期的な健康診断の実施、実験・実習時における感染予防対策（肝炎ワクチン、ツベルクリン反応等の実施）を徹底する。</p> <p>【269】 3) 平成16年度から情報化推進委員会を中心として、情報化社会における情報管理と情報安全に対する対策を検討する。</p>	<p>【263】 6) 核燃料物質、RI、放射線医療機器については、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの周知、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。</p> <p>【264】 7) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を行い、防災安全を図る。</p> <p>【265】 8) 耐震改修の計画的な実施に努める。</p> <p>【266】 9) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行う。</p> <p>(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策 【267】 1) 安全管理・事故防止に関するマニュアル等により、学生の実験・実習中における安全・事故防止教育を徹底する。また、定期的に安全防止管理・事故防止講習会を実施する。</p> <p>【268】 2) 学生の精神的悩みや対人関係などの相談に対応するため、専門職によるカウンセリング機能を充実させる。</p> <p>【269】 3) 総合情報メディアセンター及び情報化推進室を中心として、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策の徹底を図る。</p>	<p>況、使用簿の点検を行った。</p> <p>引き続き、放射線障害予防委員会における定期点検調査を実施や、「放射線業務従事者心得」に基づき、定期的な教育訓練の実施及び講習会（年2回）の開催並びに健康診断を実施した。</p> <p>1. 引き続き、「内部会計監査規程」に基づく内部監査に併せて実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行うとともに、安全管理者等に対し、安全管理に対する指導等を行った。 2. 引き続き、各部局の安全衛生委員会が毎月巡視を行い、管理状況、使用簿の点検を行った。</p> <p>耐震診断結果に基づき、耐震指標が低い建物（教育学部E・F棟、総合情報メディアセンター、工学部会館、屋内運動場）から耐震補強を実施した。</p> <p>1. 夜間・休日における建物は施錠し、カードリーダーによる入室管理を行った。また、不正な出入り防止のための24時間稼働の監視カメラの設置や、警備員による巡回警備の実施及び本学が開発したシステム「e自警ネットワーク」の利用等、学内安全対策の整備を行った。 2. 各部局の安全衛生委員会が毎月巡視を行い、安全対策、職場環境の改善に努めた。</p> <p>1. 学生に対し、実験実習における安全ハンドブック、防災安全手帳等を配付し、全体ガイダンス及び実験・実習時において、安全・事故防止等の安全対策を講じた。 2. 教職員に対する安全衛生講習会を定期的実施するとともに、教授会において、実験・実習中の事故防止についての周知徹底を行った。</p> <p>1. 学生の精神的悩みや対人関係などの相談に対応するため、各地区に臨床心理士や精神科医などの専門職（外部カウンセラー）を配置し、カウンセリング機能を充実させた。 2. 精神的な悩み等を抱える学生を指導している教員に対し、精神科医による助言相談会を開催し、具体的な問題について助言を行った。 3. その他、学生相談しやすいカウンセリング室の整備、新入生オリエンテーションでの専門カウンセラーによるカウンセリング案内、ガイドブック「教職員による学生のメンタルヘルスへの対応」の再収録・追補等並びに新入生に対し、健康に関するアンケートを実施を行った。</p> <p>情報化推進室を中心に、各地区の情報システム運用委員会が「群馬大学情報セキュリティポリシー（改訂版）」に基づく「セキュリティポリシー実施手順」を作成し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を行った。</p>
---	--	---

<p>【270】 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況に関する定期的な評価を実施する。</p>	<p>【270】 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価する。</p>	<p>危機管理対応マニュアル等に基づき、各事業場の安全衛生委員会を中心に、安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価を実施した。</p>
<p>(3) 環境保全に関する具体的方策 【271】 1) 平成16年度から省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。</p>	<p>(3) 環境保全に関する具体的方策 【271】 省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。</p>	<p>1. 「エネルギー管理内規」、「平成20年度群馬大学省エネルギー行動計画」、「温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」及び「施設設備における温室効果ガス排出抑制等指針」等に基づき、エネルギー使用量の削減及び温室効果ガス排出量の削減を推進した。 2. 省エネパトロールを夏季及び冬季の年2回実施するとともに、学内ホームページに各団地の毎月のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の掲載などを行い、省エネルギーの啓発を行った。</p>
<p>【272】 2) ISO14001の認証取得を目指す。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>1. 20年12月に継続審査を受審し、認証された。 2. ISO14001を推進するため、内部監査員養成講習会を開催し、内部監査員を増員した。</p>
		<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>

〔ウェイト付けの理由〕

(4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

施設マネジメント等が適切に行われているか。

1. キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況

引き続き、「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、講義室等の整備拡充、共用研究スペースの整備、福利施設の改善整備、老朽及び耐震補強を必要とする建物の再生整備を行うとともに、最先端研究施設の「重粒子線照射施設」の整備を行った。

2. 施設・設備の有効活用の取組状況

引き続き、「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに教育学部E・F棟に共同利用型の共用研究スペース(377㎡)を確保し、また使用期限が満了する共用施設棟等7棟の使用者の再公募を行った。

さらに、施設・環境推進室において共同利用スペースの利用状況を点検し、利用率が低い研究室等には、退室を勧告し、その後の使用者の公募を行うなど、施設の有効活用を図った

(共用研究スペース(公募)整備状況)

共用研究スペース	5,537㎡		
" (競争的)	2,478㎡		
" (共同利用型)	836㎡	計	8,851㎡
共同利用スペース	5,219㎡		

共用研究スペース(競争的)については、「スペース課金制度」適用

3. 施設維持管理の計画的取組状況(施設維持管理計画等の策定状況)

引き続き、「群馬大学施設管理実施計画」に基づき、営繕・修繕計画を立案して、施設の維持管理・改善に取り組んだ。

4. 省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

(1) 省エネルギー対策等の推進

「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき、団地別・部局別の毎月の光熱費と使用量を大学運営会議に報告するとともに、HPに公表することにより部局毎の負担額を明確にし、エネルギー使用の合理化を促した。

省エネ及び温室効果ガス排出抑制のため、桐生地区に続き荒牧地区においても、個別空調化を実施した。

荒牧地区の各部局における電力使用量をWeb上で確認できるようにすることにより、デマンド監視を強化し、契約電力の抑制を図った。

(2) 温室効果ガス排出削減等の環境保全対策

「群馬大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」(19年度策定)、同計画に基づく「群馬大学施設整備における温室効果ガス排出抑

制等指針」(19年度策定)及び「平成20年度群馬大学省エネルギー行動計画」により、CO₂の排出量の削減に係る取組を推進した結果、前年度と比較して全キャンパスで、949,267kg-CO₂ 3.4%の削減を達成した。特に、荒牧地区においては、ボイラー運転を中止し個別空調化を実施したなどの理由から、29%の削減を達成した。

さらに、19年度における本学の地球環境保全に関する取組を「環境報告書 2008」として公表(URL <http://www.gunma-u.ac.jp/news/kankyohoukoku.pdf>)するとともに、「ISO14001」の継続審査を受審し、継続が認証された。

危機管理への対応策が適切にとられているか。

1. 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理の体制・マニュアル等の運用状況

(1) 「国立大学法人群馬大学危機管理規則」(17年度制定)に基づき、学長の下に設置した「危機管理室」と各部局の「危機管理室」により、迅速に対応している。

(2) 引き続き、「国立大学法人群馬大学危機管理対応指針」(18年度制定)に基づき策定した、災害、事件・事故、薬品管理などの危機事象毎の14の全学的な対応マニュアル(18年度策定)をホームページ(URL <http://mikuni.jimu.gunma-u.ac.jp/local/kikikanri/index.html>)に掲載し周知するとともに、関連委員会等において、各対応マニュアルに基づく予防対策の取組を行い、危機事象に対する意識の啓発に努めた。

(予防対策の主な取組)

防災環境安全や防災対策に関する委員会において、火災、地震、風水害等の非常発生時における安全確保に向けて、定期(毎月)及び臨時の安全点検を実施した。

「群馬県警察・大学・短期大学犯罪被害者支援(共生)ネットワーク」による群馬県警察からの犯罪情報を全学的に周知し、犯罪被害の防止に努めた。

悪徳商法、詐欺等の対策セミナーとして、学生を対象に、弁護士を講師として招聘し、「ヤング被害防止出前セミナー」を開催した。

感染対策に関する講習会を病院の全教職員(外注職員を含む)を対象に実施した。

夜間時の構内の安全を確保するため、駐車場等の照明の増設を行った。

化学薬品、毒劇物の管理状況について、安全衛生委員会による毎月の点検のほか、「内部会計監査規程」に基づく内部監査に併せて実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行うとともに、安全管理者等に対し、安全管理に対する指導等を行った。

放射線障害予防委員会における定期点検調査を実施や、「放射線業務従事者心得」に基づき、定期的な教育訓練の実施及び講習会(年2回)の開催並びに健康診断を実施した。

夜間・休日における建物は施錠し、カードリーダーによる入室管理を行った。また、不正な出入り防止のための24時間稼働の監視カメラの設置や、警備員による巡回警備の実施及び本学が開発したシステム「e自警ネットワーク」の利用等、学内安全対策の整備を行った。

学生に対し、実験実習における安全ハンドブック、防災安全手帳等を配付し、全体ガイダンス及び実験・実習時において、安全・事故防止等の安全対策を講じた。

「群馬大学情報セキュリティポリシー（改訂版）」に基づく「セキュリティポリシー実施手順」を作成し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を行った。

2. 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況

- (1) 「群馬大学科学者行動規範」（日本語版・英語版）及び「群馬大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程」（19年度制定）等をホームページ(URL <http://www.gunma-u.ac.jp/news/kenkyuhi/koudoukihan.html>)に掲載するとともに、新任教員説明会において、研究費コンプライアンス室長から説明を行い、その趣旨の周知徹底を図った。
- (2) 研究活動上の不正行為を防止し、不正行為又は不正行為に起因する問題が生じた場合に適切な対応をするための組織として「群馬大学研究行動規範委員会」（19年度設置）を、また、不正行為に関する申立て及び情報提供並びに関連規程に関する相談、照会等に対応するための通報窓口として「不正行為申立窓口」（19年度設置）を設置した。
- (3) 研究費の運営及び管理に関する責任と権限の明確化を図り、併せて、不正防止計画を推進するための組織として「研究費コンプライアンス室」（19年度設置）の設置を、また、研究費の使用等に関する相談窓口を各キャンパスに設置し、全ての研究費の運営及び管理を適正に行った。
- (4) 20年7月1日に「群馬大学における研究活動に費消する研究費の不正防止計画」を策定し、研究活動に費消する研究費の運営及び管理の適正化を図った。
詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料9 - 2 参照

教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 教育の成果に関する目標

中期目標
 () 学士課程
 豊かな知性と感性、教養、創造性を持ち信頼される人格を備えた人材を育成する。全学共通の教養教育においては、幅広く深い教養を涵養するとともに、プレゼンテーション能力、外国語によるコミュニケーション能力、データ処理能力などの向上を図る。専門教育では、幅広い学識、専門分野における基礎知識、柔軟な実践的能力と問題解決能力、変動する社会へ対応する能力を養成する。
 () 大学院課程
 高い倫理観、豊かな学識及び学際的研究能力を持ち、新しい科学・技術の創造と、社会、地域の発展に貢献できる人材を育成する。専門領域の学問体系の基礎から最先端までの知識・技能を持たせ、自立して研究活動を展開するための基本的能力、実践力、応用力を修得させる。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 () 学士課程 教養教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>【1】</p> <p>1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。さらに、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育を強化する。</p>	<p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 () 学士課程 教養教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>【1】</p> <p>1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。また、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育をさらに充実させる。</p>	<p>【学士課程】 教養教育、専門教育とも、少人数での講義、実習により学生の自発性に基づいて、幅広い教養、基礎学力、課題探求能力、データ処理能力、判断能力を育成する教育システムが十分機能した。また、特色GP「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」、「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成」、現代GP「知的財産関連教育の推進」及び「産学連携による理系専門英語の実践型教育」などの特色ある教育プログラムの導入により、現代社会の諸問題に取り組む気概と基礎的知識、実践的能力を併せもつ人材を育成した。また、学生による授業評価とベストティーチャー制度の実施が、授業内容の向上をもたらした。 上記のとおり、中期計画及び20年度計画を順調に実施するとともに、20年度においては、次に掲げる事項について重点的に推進した。</p> <p>1. 共通教育改善推進テーマの実施 18年度に重点的課題の明確化を図るため設定した「共通教育改善推進テーマ」について、20年度は次の7テーマを掲げ、教育改善を推進した。</p> <p>(1) キャリアデザイン教育 本学におけるキャリア教育の充実を図るために設定した「キャリアデザイン科目」を推進した。同科目のうち、インターンシップを実施している科目を「インターンシップ」科目として指定した。 (20年度開設科目数) 教養教育科目 4科目(5題目)、 専門教育科目 16科目</p> <p>(2) 国際理解教育 特色GPに採択された「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成」を支援した。 (20年度開設科目数) 教養教育科目 22科目、専門教育科目 18科目、 大学院科目 3科目</p> <p>(3) 環境教育 環境マネジメントの推進のための授業の充実を図った。 (20年度開設科目数) 教養教育科目 6科目(12題目)</p> <p>(4) 英語教育 習熟度別教育、学生のTOEIC受験の促進と対策、e-ラーニングシステム</p>
<p>【2】</p> <p>2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。その検証には、国際的な語学能力検定試験(TOEICなど)を利用する。</p>	<p>【2】</p> <p>2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。教育成果の検証には、国際的な語学能力検定試験(TOEICなど)を利用する。</p>	
<p>【3】</p> <p>3) 実践的な情報処理教育の充実を図り、IT活用によるデータシート、ホームページ、レポート等の作成を通して、プレゼンテーションのための諸技能を修</p>	<p>【3】</p> <p>3) 情報の検索、レポートの作成、意見の発表など、学生の学習に必要な実践的・情報処理教育の充実を図る。また、インターネットを利用する際のマナーと自己</p>	

得させる。	防衛の方法も学ばせる。
【4】 4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。	【4】 4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。
【5】 学部教育の成果に関する具体的目標の設定 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探究できる能力、学問分野にとらわれない横断的な判断能力を育成する。	【5】 学部教育の成果に関する具体的目標の設定 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探究できる能力、学問分野にとらわれない柔軟かつ総合的な判断能力を育成する。
【6】 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。	【6】 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。
【7】 3) 大学院教育との交流を促進し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起する。	【7】 3) 学部学生に大学院講義聴講の機会を与えるなど、大学院教育との交流を早期から促進し、先端的学術研究に対する関心を喚起する。
【8】 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 専門職業人として、産業・社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年から職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。	【8】 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 専門職業人として、社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年からインターシップの推進や職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。
教育の成果・効果の検証に関する具体的方策	教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

を用いた英語教育を推進した。
 (外国語試験受験数) TOEIC-IP 3回(うち本学受験料負担 1回)
 TOEFL-IP 2回
 (参考) その他外国語試験として、「実用ドイツ語技能検定」、「実用フランス語技能検定」の受験を促した。

(5) 数学教育
 学生の学力差に配慮した初級及び中級クラスの新設
 (クラス別) 高校レベルの数学(数学)の補習的なクラスと、主として工学部の学生を対象とし、高度なクラスを編成し、スムーズな高大接続を図った。
 (20年度開設科目) フーリエ解析入門
 数学入門(単位化(卒業要件外))

(6) 情報処理教育
 情報処理に関する学生の学力差が大きいため、情報処理(初級)に加え、中級クラスを新設した。

(7) 物理教育
 学生の日常生活体験の希薄化に伴い、従来であれば当然身につけていた力学概念などが、抜け落ちている学生が増えている現状を調査し、それに対応した授業方法を探究した。
 (20年度開設科目) 物理学入門演習

2. 学生による授業評価

(1) 教養教育科目
 大学教育センターにおいて、外国語科目の授業評価を実施し、学生の意見を含む評価結果を担当教員にフィードバックするとともに、関連委員会において組織的に詳細な検証を行い全体的な改善点を明確にした。その評価結果を学長、役員会に報告し、非常勤講師などの教員採用も含めた全学的教育における外国語教育の基本理念の確立のために活用するなど、確実に授業改善に反映させた。
 実施科目数 212科目
 アンケート実施枚数 6,323枚

(2) 専門教育科目
 16年度から実施している学生の自主性を尊重した授業評価により、教員個々に対する学生の意見を含む評価結果のフィードバック、各部署の授業方法改善関連委員会などにおける評価結果の組織的検証、評価結果に基づく学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会の実施などを行い、評価結果を確実に授業改善に反映させた。
 実施科目数 1,351科目
 アンケート実施枚数 34,124枚
 (参考) 大学院科目
 実施科目数 264科目
 アンケート実施枚数 2,292枚

(3) ベストティーチャー賞
 全学的なベストティーチャー表彰制度により、学生の授業評価結果等に基づき選考し、最優秀賞1名、優秀賞10名を表彰した。被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対し学長裁量経費より教育研究資金の配分を行った。

<p>【 9 】</p> <p>1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を組織的に検証し、改善策を立案する。</p>	<p>【 9 】</p> <p>1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を大学評価室並びに大学教育・学生支援機構及び各学部等で組織的に検証し、授業方法等の改善に資する。教育実践に顕著な成果を挙げた教員にベストティーチャー賞を授与し、受賞者による公開模範授業等を通してFDの充実を図る。</p>
<p>【 1 0 】</p> <p>2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。</p>	<p>【 1 0 】</p> <p>2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。</p>
<p>【 1 1 】</p> <p>3) TOEIC、TOEFL、JABEE等の国際的な教育規格により教育成果を検証する。</p>	<p>【 1 1 】</p> <p>3) TOEIC、TOEFL、ドイツ語検定及びJABEE等の国際的な教育規格により教育成果を検証する。</p>
<p>() 大学院課程 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>【 1 2 】</p> <p>課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。</p>	<p>() 大学院課程 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>【 1 2 】</p> <p>修士課程では、高度専門職業人としての深い知識の習得と専門的技術の体得を目標とする。博士課程では、課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。専門職学位課程では、教育現場の課題に対応できる高度な実践的指導力を備えた教員を養成する。</p>
<p>修了後の進路等に関する具体的目標の設定</p>	<p>修了後の進路等に関する具体的目標の設定</p>

【大学院課程】
各研究科とも、研究者・高度専門職業人に必須の共通の基礎的能力と広い視野を得るための課程制大学院制度の実質化に取り組んで成果を上げた。併せて、教員による少人数制またはマン・ツー・マン方式の指導により、学生は、自立して研究を展開するための深い専門知識と技能を修得した。特に、医学系研究科教育研究センターによる次の特徴のある取組を行った。

1. 医科学専攻所属の臨床から基礎までの全分野からなる准教授1名、助教7名を大学院教育センターの専任の教員とし、研究科1年生全員を対象に医学基礎技術実習を行った。不均一な実験能力に対応してきめ細やかな実習を行うために、初心者コースと経験者コースの2コースを編成して実習を行うとともに、より高度な実験技術が必要な少数の優れた院生のために少人数制のアドバンスコースを開講した。
2. 2年目以降の院生から研究活動活性化プログラムを募り、選抜された院生には研究費を与えるととともに、選抜された院生が中心となり、院生自身の企画運営により、国内外の著名研究者も交えてワークショップを年1回開催し、受賞プロジェクト成果を国際的に発信した。
3. 本カリキュラムをアジア地域で汎用できるスタンダードのものとするための試みとして、センター教員を中心とした教員を大連医科大学に派遣し、大連医科大学大学院生約200名を対象に、アドバンスコースの神経生理学講義を行うとともに、アンケートを実施し、カリキュラムの検証を行った。

<p>【13】 教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究型能力を活かせるように指導する。</p>	<p>【13】 教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究・問題解決能力を活かせるように指導する。</p>
<p>【14】 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 セミナー、研究会、学会などに積極的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。</p>	<p>【14】 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 セミナー、研究会、学会などに積極的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。</p>

教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 教育内容等に関する目標

中期目標

() 学士課程
 明確な勉学意欲と豊かな倫理観を持つとともに、基礎的学力を備えた学生を選抜することをアドミッション・ポリシーとするが、高校教育のプロセスに対応した柔軟な入学者選抜にも配慮する。さらに、社会人、留学生などにも広く門戸を開く。教養教育では、幅広く深い教養、総合的判断力、自然との共生を基盤にした豊かな人間性を育てるカリキュラムを、専門教育では、専門分野の最新の知識及び技術を修得する基礎的能力や課題解決能力を養成するためのカリキュラムを設計する。教育方法では、講義と実験・実習・ゼミなどを適切に組み合わせることにより、学習意欲の向上とその成果の定着を図る。実験・実習・ゼミでは少人数教育を実施し、課題探求・問題解決型学修を導入するとともに、コミュニケーション能力などの向上を図る。成績評価においては、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。

() 大学院課程
 アドミッション・ポリシーは、専門領域における基礎知識と将来指導的役割を担うための資質・能力・意欲・倫理観を持つ人材を選抜すること、及び多様な学歴を持つ受験者の資質・能力を適切に評価し、社会人や留学生を積極的に受け入れることである。教育課程では、高い倫理観に立脚し、専門的知識及び技術を修得した高度専門職業人、並びに創造的能力を備えた研究者を育成する。教育方法は、体系性をもった多様な学科目の修得を義務づけるとともに、国内外の諸機関との連携により視野を広げる教育を実施する。成績評価は、客観性のあるものにし、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>() 学士課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【15】</p> <p>1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。</p>	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>() 学士課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【15】</p> <p>1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業、進路指導教諭との懇談会等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。</p> <p>各種イベントへの参加、高校訪問、広報誌の活用等による宣伝活動を積極的に行う。</p>	<p>【学士課程】</p> <p>大学説明会、高等学校大学連携授業の実施、情報誌の発行などにより、学生の確保に努め、適正な入試倍率を維持し、優れた学生を選抜した。教育においては、少人数教育を実施するとともに、担任制の導入、オフィスアワーの設定などにより教員と学生の濃密な交流を可能とする工夫を行った。また、授業評価の結果に基づき、学生と各学部の教育関連委員会とが授業改善について討議するシステムを確立したことにより、授業内容が向上した。成績評価は基準をシラバスに明示し、さらにGPA評価を導入して公正に行った。</p> <p>上記のとおり、中期計画及び20年度計画を順調に実施するとともに、20年度においては、次に掲げる事項について重点的に推進した。</p> <p>学生確保の取組</p> <p>大学説明会、高等学校大学連携授業の実施、広報誌の発行などにより、学生の確保に努め、適正な入試倍率を維持し、優れた学生を選抜した。</p> <p>主な取組について以下のとおり実施した。</p> <p>1. 県内外の高校1・2年生、保護者等を対象とした群馬大学オープンキャンパスを20年度から、8月の土、日曜日(2日間)の開催とした結果、前年の約2倍にあたる2,766名の参加者があった。</p> <p>また、各学部オープンキャンパスは、夏期休み及び秋期に実施し、学科概要説明及びカリキュラム説明、模擬授業等を行うとともに、アドミッショポリシーや入試情報を機会あるごとに広報した。</p> <p>2. これまでの2会場(群馬県高崎市・前橋市)で実施していた本学単独の進学相談会について、20年度から東京会場を加えて実施した結果、延べ664名の参加者があった。</p> <p>3. 学部との効率的な運用を図るため、模擬授業・出前授業・進学説明会等の事業を学生受入センターに集約した。事業の実施には、高校と学部担当者が詳細な打合せを行い、高校のニーズに合った取組を実施するなど、高大連携</p>
<p>【16】</p> <p>2) 入学者選抜方法研究委員会において、入学者の追跡調査を行って実態を把握し、改善策を選抜方法の改善に役立てる。</p>	<p>【16】</p> <p>2) 入学者の追跡調査を行い、実態を把握するとともに、選抜方法の改善に役立てる。</p>	

<p>【17】</p> <p>3) 社会人、私費留学生、帰国子女特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受け入れる。</p>	<p>【17】</p> <p>3) 社会人、私費留学生、帰国子女特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受け入れられる。</p>
<p>【18】</p> <p>4) アドミッション・ポリシーに適合した学生の受け入れを推進するために、アドミッション・オフィス（仮称）の設置を検討する。</p>	<p>【18】</p> <p>4) 学生受入センターを中心に入試広報、入試調査等を行い、入学者選抜方法の改善に資する。</p>
<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <p>【19】</p> <p>1) 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育などに重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報判断能力を含めた幅広い情報処理能力の育成、自らの健康状態を判断することができる基礎的健康知識の増進などを図る。さらに、学生の学習意欲を高めるために、産業界等から非常勤講師を招き、トピックス的な内容を持つ特別科目の充実を図る。</p>	<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <p>【19 - 1】</p> <p>1)- 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育などに重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報判断能力を含めた幅広い情報処理能力の育成、自らの健康状態を判断することができる基礎的健康知識の増進などを図る。さらに、学生の学習意欲を高めるために、産業界等からの講師（ゲスト講師）を招き、トピックス的な内容を持つ特別科目の充実を図る。</p> <hr/> <p>【19 - 2】</p> <p>学長、役員等による講義を総合科目として実施する。</p>
<p>【20】</p> <p>2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定する。また、学生参加型少人数教育を充実し、自己能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。</p>	<p>【20】</p> <p>2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定する。また、学生参加型少人数教育を充実し、課題探求能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。</p>

の強化を図った。

また、医学部保健学科においては、全教員が高校への模擬授業に参加することを義務付けた。

4. 各学部で継続して行っている入試結果の分析、各種アンケートの集計・分析及び成績の分析等、入学者の追跡調査の結果を学生受入センターに集約し、「平成20年度入学者選抜方法研究報告書」として発行するとともに、翌年度以降の入試に提言することにした。

【大学院課程】

大学院説明会、研究成果や研究設備の公開、社会人に対する夜間開講プログラムの実施、長期履修制度の導入、留学生に対する留学生チューター制度の充実等のきめ細かい配慮により、大学院志願者の増加に努め、優れた学生を選抜した。学生には、課程制大学院制度の理念に基づき、高い倫理観を涵養するとともに、研究者・高度専門職業人が共通に必要な知識・技能を効率よく修得させ、さらに少人数教育により十分な専門的知識と技能を賦与した。

上記のとおり、中期計画及び20年度計画を順調に実施するとともに、20年度においては、次に掲げる事項について重点的に推進した。

大学院の長期履修学生制度

職業を有している等の事情で学習及び研究指導の時間に制約を受けるため、決められた期間内で修了できない者に対して本人の希望により期間を選択できる長期履修学生制度を実施した（制度適用院生32名）。

<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>【21】</p> <p>1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用するとともに、教員と学生間のコミュニケーションを密にする。</p>	<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>【21】</p> <p>1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用する。</p>
<p>【22】</p> <p>2) スキル養成を目的とする授業には、TAなど教育支援者を重点的に配置する。また、安全性が必要な授業（健康学の実技、薬品等の処理を含む実験等）には、補助員を配置する。</p>	<p>【22】</p> <p>2) スキル養成を目的とする授業（情報処理入門、生物学実験等）には、TAなど教育支援者を配置する。また、安全確保を必要とする授業（健康科学の実技、薬品等の処理を含む実験等）には、補助者を配置する。</p>
<p>【23】</p> <p>3) 担任制、オフィスアワー、TAを充実させるとともに、履修ガイダンスと学生相談体制を充実する。また、修学上の問題を抱えた学生の支援体制を強化する。</p>	<p>（平成19年度計画実施済事項）</p>
<p>【24】</p> <p>4) 定期的にFDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。</p>	<p>【24】</p> <p>3) FDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。</p>
<p>【25】</p> <p>5) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導方法を改善する。各学部等と留学生センターとの連携を緊密にして、留学生チューター制度の充実を図る。</p>	<p>【25】</p> <p>4) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導体制を明確にするとともに、指導方法を改善する。各学部等と留学生センターとの連携を緊密にして、留学生チューター制度の充実を図る。</p>
<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <p>【26】</p> <p>1) シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。さらに、</p>	<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <p>【26 - 1】</p> <p>1) シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示す</p>

<p>試験の配点、成績評価の根拠などを公表する。</p>	<p>る。</p> <hr/> <p>【26 - 2】 試験の模範解答及び配点、成績評価の根拠などを公表する。</p>
<p>【27】 2) 教養教育では、個々の知識量だけではなく、総合力（基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等）も重視した成績評価を実施する。</p>	<p>【27】 2) 教養教育では、個々の知識量だけではなく、総合力（基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等）も重視した成績評価を実施する。</p>
<p>【28】 3) 教育効果の向上を図るために全学部においてGPA (Grade point average)を導入する。また、GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰制度を確立する。</p>	<p>【28】 3) GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰を行う。</p>
<p>() 大学院課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【29】 1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。</p>	<p>() 大学院課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【29】 1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。</p>
<p>【30】 2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学校と大学間連携事業などを企画・主催して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。</p>	<p>【30】 2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学校と大学間連携事業などを実施して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。</p>
<p>【31】 3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生には、日本語能力の不足を配慮した受け入れ体制の充実を図る。</p>	<p>【31】 3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生に対しては、その受け入れ体制の充実を図る。</p>

<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <p>【32】</p> <p>1) 大学院課程で共通に必要なとされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるための共通カリキュラムを編成する。また、学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムを編成する。</p>	<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <p>【32】</p> <p>1) 大学院教育を充実させるため、大学院課程で必要とされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるためのカリキュラム及び学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムを編成する。</p>
<p>【33】</p> <p>2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。</p>	<p>【33】</p> <p>2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。</p>
<p>【34】</p> <p>3) 学外での教育研究活動の単位化やインターネットなどによる遠隔地からの研究指導の制度化を検討する。</p>	<p>【34】</p> <p>3) ICT有効利用による遠隔授業や研究指導について検討する。</p>
<p>【35】</p> <p>4) 留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラム及び留学生センターによる日本語教育を整備充実する。社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。</p>	<p>【35-1】</p> <p>4)- 留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラムを整備する。</p> <hr/> <p>【35-2】</p> <p>社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。</p>
<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>【36】</p> <p>1) 履修ガイダンスの充実とともに、学生の修学相談に応じられる体制を整備する。</p>	<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>(平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>【37】</p> <p>2) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。</p>	<p>【37】</p> <p>1) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。</p>
<p>【38】</p> <p>3) 国内外の教育研究機関での実</p>	<p>【38】</p> <p>2) 国内外の教育研究機関での実</p>

<p>習や学外組織とのネットワーク授業を推進する。</p>	<p>習や学外組織とのネットワーク授業を推進する。</p>
<p>【39】 4) 研究生、科目等履修生、聴講生のニーズに応えるために指導方法を改善する。各研究科と留学生センターが連携し、留学生チューター制度を充実する。社会人入学者に対する夜間開講、夏季休暇期間開講などを拡充するとともに、遠隔授業を実施するための環境を整備する。</p>	<p>【39】 3) 社会人学生等に対する教育・研究の充実等を図るため長期履修学生制度を導入する。</p>
<p>【40】 5) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、TAの増員を図る。</p>	<p>【40】 4) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、必要に応じてTAの増員を図る。</p>
<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【41】 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。演習は、文献講読・研究発表・討論等を通じて、到達度・積極性・意欲等の面から、実験は、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察・創造性等の面から多面的に評価する。</p>	<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【41】 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。</p>
<p>【42】 2) 成績優秀な学生の顕彰制度、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。</p>	<p>【42】 2) 成績優秀な学生の顕彰、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。</p>

(1) 教育研究等の質の向上の状況
 教育に関する目標
 教育の実施体制等に関する目標

中期目標
 教職員の配置については、公募制・任期制の適用範囲を拡大し、人事の流動を促し、研究・教育の活性化を図る。重点的な人的配置、年齢、性別によらず有能な教職員の登用、外国人教員の適正配置に努める。教員の教育業績評価システムを確立し、人事、任期制教員の再任評価、顕彰制度などに活用する。また、全学共通の教養教育は、全教員の参加体制で実施する。
 教育環境整備については、教育設備の充実、空調設備の整備、障害者等にも配慮した学習環境の整備、老朽化した教室の更新などにより、教育環境を改善する。また、少人数教育用や学生の自己学習のための教育設備を充実する。
 教育の質の改善のために、授業方法改善研究部会を中心としたFD活動を活性化し、公開授業、授業改善活動の充実を図る。さらに、学生による授業評価、シラバスの掲示板機能を利用し、常時学生の教育に対する満足度を計測する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <p>【43】 1) 教員の採用は原則として公募制により選抜する。また、選考基準を公表する。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>教員採用は公募制によって行った。任期制については、適用範囲を拡大して、19年度より新規に採用する助教全員に適用することとした。19年度に全教員を対象として行った人事評価の結果を給与、研究費配分に反映させた。また、教育施設・備品、図書、情報環境の整備を着実に進めた。さらに、体系的な授業評価制度の導入等により、学生の教育に対する満足度に留意しつつ教育を進める体制を確立した。 上記のとおり、中期計画及び20年度計画を順調に実施するとともに、20年度においては、次に掲げる事項について重点的に推進した。</p>
<p>【44】 2) 新たに採用する教員に対しては、全部局で任期制の導入を検討する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>1. 教員評価結果の反映 (1) 教員評価の結果を検証し、成績の良好でない教員に対して改善計画書を提出させ必要な指導を行った。 (2) 学長裁量経費から、評価結果の特に良好だった教員（全体の5%程度）に対し、資源配分を行った（30人×@100千円）。 また、「若手研究者等の研究活性化の推進経費」などの学長裁量経費の戦略的な資源配分についても、評価結果を選考時の参考データとして活用した。 (3) 勤勉手当の成績優秀者等の選考時の参考データとして評価結果を人事・給与面に反映した。</p>
<p>【45】 3) 教員の教育研究業績データベースを整備する。平成18年度～19年度を目途に教育、研究、社会貢献、管理運営面の貢献など多面的な評価を行うシステムを確立し、教員の諸活動の支援と啓発を行うとともに、その評価結果を人事配置などに反映させる。</p>	<p>【45】 1) 教員評価の結果を検証し、教員の諸活動の支援と啓発を行うとともに、評価結果を人事・給与面等に反映させる。</p>	<p>2. 4大学院連携先進創成情報プログラムの実施 4大学院連携先進創成情報プログラム（茨城大学、宇都宮大学、本学、埼玉大学）の4大学が、教育研究の円滑な推進と今後のより一層の充実を図ることを目的として締結した連携協定に基づき、ITスペシャリストの育成をベースに新しい融合的IT関連分野として先進創成情報学分野における人材育成を目指す、「ITスペシャリストコース」プログラムを実施した。</p>
<p>【46】 4) 年齢、性別によらず有能な教職員を登用し、適切な人事配置を検討するシステムの構築を図る。</p>	<p>【46】 2) 役員会において計画的な人事管理を行う。</p>	<p>3. グローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」による若手研究者の育成 秋田大学との連携によるグローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」を推進するとともに、本学と秋田大学との教育研究交流に関する協定を締結し、共同での学位審査や単位互換を通じて、若手研究者を育成した。</p>
<p>【47】 5) 全学共通の教養教育に関し</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	

<p>て、全学教員の参加による企画・実施・運営組織を置く。</p>	
<p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 【48】 1) 老朽化した講義室の改修、空調の整備、古い学習用調度品の更新を図る。また、小グループセミナー等のための少人数用教室、基礎教育と総合的な学習のための中規模講義室を整備する。</p>	<p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 【48】 1) 施設・環境推進室の下、各講義室等の点検・評価を行い、その結果に基づき必要に応じて整備を行う。</p>
<p>【49】 2) 学生の自己学習を促進するために、図書館の充実を図るとともに、自習室並びにパソコン室を整備する。</p>	<p>【49】 2) 学生用図書充実させるとともに、図書館内の学習スペース、情報機器類、ネットワークの環境整備等を行い、学生の学習環境を整える。</p>
<p>【50】 3) 主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。</p>	<p>【50】 3) 教育効果を高めるため、主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。</p>
<p>【51】 4) 情報活用のためのリテラシー教育を関係部局が連携して行う体制を整備する。</p>	<p>【51】 4) 総合情報メディアセンターと各部局が連携し、情報リテラシー教育等の充実を図る。</p>
<p>【52】 5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された資料を収集して提供する。</p>	<p>【52】 5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された図書資料を収集して提供する。</p>
<p>【53】 6) Web上の情報を共有するため、安全性を強化し、イントラネットやe-learningの基盤を整備する。また、双方向情報システムを整備し、学生の自己学習支援システムの構築を図る。</p>	<p>【53】 6) インターネットを活用するため、情報通信基盤の安全性を強化する。また、学生の学習支援システムの構築を図るため、ICT有効活用の基盤を整備する。</p>
<p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p>	<p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p>

<p>【54】</p> <p>1) 大学評価委員会及び自己評価専門委員会を中心に、学生の授業評価、学生による教育に対する満足度調査、卒業生やその職場の意向調査を定期的実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行するシステムを構築する。</p>	<p>【54】</p> <p>1) 大学評価室を中心に、学生の授業評価、学生による教育に対する満足度調査、卒業生やその職場の意向調査を定期的実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行するシステムを構築する。</p>
<p>【55】</p> <p>2) 授業方法改善研究部会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化。公開授業では、教員相互間で評価を行うとともに、報告書を作成し公表する。</p>	<p>【55】</p> <p>2) 教育方法企画部会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化。公開授業では、教員相互間で授業改善の検討を行うとともに、報告書を作成し公表する。</p>
<p>【56】</p> <p>3) シラバスの機能を強化し、常時全教員・全科目につき学生がWeb上で授業評価、質問、意見などを提出できるシステムを導入する。このような情報を集積して、データベースとして活用する。</p>	<p>【56】</p> <p>3) 学生からWeb上で出された質問、意見などの情報を集積して、データベースとして活用する。</p>
<p>【57】</p> <p>4) 平成18年度～19年度を目的に教員の教育研究活動に対する全学的評価システムを確立する。優れた評価の教員を表彰する制度を設けるとともに、評価結果を研究費等資源配分に反映させるシステムを策定する。</p>	<p>【57】</p> <p>4) 優れた評価の教員を表彰し、教員評価の結果を研究費等資源配分に反映させる。</p>
<p>教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策</p> <p>【58】</p> <p>1) 授業方法改善研究部会を中心に、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行う。また、FDや教育法に関するワークショップを定期的実施し、教育システムや教育能力の向上を図る。</p>	<p>教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策</p> <p>【58】</p> <p>1) 教育方法企画部会を中心に、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行う。また、FDや教育法に関するワークショップを実施し、教育システムや教育能力の向上を図る。</p>

<p>【59】 2) 学生との定期的な懇談会を設け、学生の要望を教育方法の改善に生かす。</p>	<p>【59】 2) 学生との定期的な懇談会を設け、学生の要望を教育方法の改善に生かす。</p>
<p>全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策 【60】 他大学との共同教育、学内の共同教育を積極的に進める。特に、単位互換に積極的に取り組む。</p>	<p>全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策 【60】 他大学との共同教育、学内の共同教育を積極的に進める。特に、単位互換に積極的に取り組む。</p>

教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 学生への支援に関する目標

中期目標 学生への学修支援については、入学生の多様な学力に配慮したきめ細やかな支援体制を構築すること、勉学への意欲、将来への目的意識を育む学習環境を整備し、学生が必要とする情報をいつでも容易に提供できる体制を整備することなどを基本方針とする。
 学生への生活支援については、学生の実態調査を定期的実施し、それに基づき柔軟に対応できる学生支援体制を整備すること、学生生活や各種活動に対して指導や助言等を行う組織を充実させること、就職支援やアルバイトの紹介など経済的側面における支援を強化することなどを旨とする。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <p>【61】</p> <p>1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <p>【61】</p> <p>1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。</p>	<p>17年度に設置した学生支援センターを中心に、履修相談・厚生補導・課外活動支援・経済支援をきめ細やかに行った。各学部には、学生相談員を置くとともに、担任制や教員チューター制、オフィスアワーの設定、学生相談ポストによる相談窓口の設置等により、学生が教職員に気軽に相談できる体制を整備した。特に、精神的悩みや対人関係等に関する相談には、外部カウンセラー（臨床心理士、精神科医）を各キャンパスに配置し、また、障害学生学修支援要項を制定して、障害学生を全学的に支援する体制を整備した。さらに、キャリアデザインガイダンス、就職ガイダンスを充実させ、インターンシップを推進した。</p> <p>上記のとおり、中期計画及び20年度計画を順調に実施するとともに、20年度においては、次に掲げる事項について重点的に推進した。</p>
<p>【62】</p> <p>2) 学生支援センターを設置し、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談などにきめ細やかな対応をする。定期的に学生実態調査を実施し、支援体制の改善に活用する。</p>	<p>【62】</p> <p>2) 学生支援センターにおいて、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談等に関し、きめ細やかな対応をする。また、定期的に学生実態調査を行い、支援体制の改善に活用する。</p>	<p>1. 学生生活実態調査の実施 全学部学生の生活実態や要望等を把握し、有効な学生支援の方策を検討するため、学生生活実態調査を実施し、報告書にまとめるとともに、結果を検証した。</p> <p>2. 学生相談アンケートの実施並びに相談事例集の配付 講師以上の全教員を対象に「学生相談アンケート」を実施し、教員がどのような内容の相談を受け、どのように対応をしたのか把握するとともに、それらの事例を日常の学生相談に活用してもらうために、冊子を作成し配付した。</p>
<p>【63】</p> <p>3) 低学年において合宿研修を実施し、教職員と学生の交流を深める。平成17年度を目標にオフィスアワーを設定するとともに、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。</p>	<p>【63】</p> <p>3) 教職員と学生の交流を深めるため、低学年において合宿研修を実施する。また、オフィスアワー、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。</p>	<p>3. 欠席調査結果による個別面談 欠席調査の結果、欠席が多い学生に対し、必要に応じてクラス担任、健康支援総合センター医師が個別に面談し、相談・助言を行った。</p>
<p>【64】</p> <p>4) クラス担任制を充実させる。また、教員が、常時学生の相談に応じられる体制を設けるとともに保護者などで構成される後援会及び同窓会との連携を強化する。</p>	<p>【64】</p> <p>4) 学生支援を充実させるため保護者などで構成される後援会又は同窓会との連携を強化する。</p>	<p>4. 遠隔通信技術を利用したキャンパス間連携パソコンテイクの実施 聴覚障害のある学生に対しては、学生実習のために音量調節機能付補聴器の貸与や1授業につきパソコンテイク者2名による修学支援を行っている。電話やインターネット回線などの遠隔通信技術を利用し、荒牧地区によるパソコンテイクを桐生地区においても利用できるようにした。</p> <p>支援学生数 61名 支援職員数 6名 支援時間数 延べ1788.5時間</p>
生活相談等に関する具体的方策	生活相談等に関する具体的方策	

<p>【65】</p> <p>1) 修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を拡充する。保健管理センターにおいては専門職によるカウンセリング機能を充実させる。また、セクシュアル・ハラスメント防止体制を強化するとともに、障害をもつ学生への支援体制を創設する。</p>	<p>【65】</p> <p>1) 修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を充実させる。健康支援総合センターの専門職によるカウンセリング機能を充実させる。また、ハラスメント防止体制や障害のある学生への支援体制を強化する。</p>	<p>5. 就職支援の取組</p> <p>(1) 低学年向けキャリアデザインガイダンスの開催 1・2年生を対象に「就職・キャリア・将来」に対する意識向上に向け、将来なりたい自分になるためには大学で何を学ぶのか、仲間との関わり方、教員との関わり方について学生参加型のガイダンスを開催した。</p> <p>(2) 実践型ガイダンスの開催 学生がもっとも問題とし、相談が多い事項(「エントリーシート対策講座」、「面接対策講座」、「自己分析」)を優先した実践型ガイダンスを実施し、招聘した専門家による指導・助言を行った。</p> <p>(3) 就職未内定学生に対する就職の開催 就職未内定学生(主に4年生・修士2年生を対象)とした就職相談会を開催し、就職に対する意識の向上を図った。</p> <p>(4) ネット求人情報配信システムの導入による求人情報環境の整備 企業から送付された求人票の他にインターネットによる求人情報システムを導入し、情報の閲覧・検索環境を整備した。</p> <p>(5) 学内アルバイト紹介業務 経済状況の低迷から、アルバイトの求人数も激減したことに対する支援として、休日・夜間における図書館業務などの大学内におけるアルバイト求人制度を整備した。</p> <p>(6) 県内学生支援サポート関係団体との連携 群馬県学生職業相談室・・・面接対策、マナー対策 群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま) ・・・キャリアカウンセリング ぐんま若者サポートステーション・・・メンタルサポート(メール相談)</p> <p>(7) 就職支援刊行物の発刊 就職活動のノウハウをまとめた「2008 就職支援BOOK 2009年就職用 - 群大生のための就活ノウハウ集 -」を発刊し、配布した。</p>
<p>【66】</p> <p>2) 平成17年度に学生支援の窓口を設置し、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPOなど多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。</p>	<p>【66】</p> <p>2) 学生支援の窓口において、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPOなど多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。</p>	<p>(7) 就職支援刊行物の発刊 就職活動のノウハウをまとめた「2008 就職支援BOOK 2009年就職用 - 群大生のための就活ノウハウ集 -」を発刊し、配布した。</p>
<p>【67】</p> <p>3) 学生面談を行い、修学、健康管理、生活、進路等の相談や助言をする。また、教職員の指導力向上のために、学生相談に関する手引きを作成し研修を実施する。</p>	<p>【67】</p> <p>3) 学生支援センター運営委員会学生相談・生活部会において、広く学生生活に関する相談体制を充実させる。学生相談に関する手引きを利用し、教職員の指導力向上を図る。</p>	<p>(7) 就職支援刊行物の発刊 就職活動のノウハウをまとめた「2008 就職支援BOOK 2009年就職用 - 群大生のための就活ノウハウ集 -」を発刊し、配布した。</p>
<p>就職支援等に関する具体的方策</p> <p>【68】</p> <p>1) 就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施する。</p>	<p>就職支援等に関する具体的方策</p> <p>【68-1】</p> <p>1) 就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職支援部会、キャリアサポート室及び就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施し、職業意識を高める。 県と連携し、就職支援を強化する。</p>	<p>6. 授業料等の減免制度の見直し 経済状況の悪化を受け、学費負担者の解雇、事業の倒産等で家計が急変した学生については、入学金や授業料の減免制度の運用法を見直し、申請できる成績基準の緩和措置を21年度から適用することを決定した。</p>
<p>【69】</p> <p>2) 平成16年度に県内他大学等と合同の実務者レベル就職研究会を設置し、また、経済界との意見交換を図る。さらに、新たに、企業の人事経験者等による専門的助言者を配して、指導体制の強化を図る。</p>	<p>【69】</p> <p>2) 国公立大学が参加する就職指導担当者研修会や全国就職指導ガイダンス等において、意見交換を図る。 さらに、企業の人事担当者等による専門的助言や情報の収集により就職指導体制の強化を図る。</p>	

<p>【70】 3) インターンシップを推進し、企業、公的機関、学校、施設等において学生に実務経験を積ませる。平成17年度に教職員による「インターンシップ推進協議会」(仮称)を設置する。</p>	<p>【70】 3) インターンシップを推進し、企業、公的機関、学校、施設等において学生が実務経験を積むことが出来る環境を整える。</p>
	<p>【68-2】 4) キャリアサポート室等を中心に、学生の就職活動のための実践的支援(模擬面接の実施、小論文作成技術の訓練等)を行う。</p>
<p>経済的支援に関する具体的方策 【71】 1) 奨学金制度などの諸制度を熟知させるとともに、TAなど学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。</p>	<p>経済的支援に関する具体的方策 【71】 1) 説明会やホームページ等を通して奨学金制度などの諸制度を熟知させる。また、TAなど学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。</p>
<p>【72】 2) 平成16年度から下宿、アパート情報をHPに掲載するなど、宿舍の紹介制度などを強化し、</p>	<p>【72】 2) 下宿、アパート情報をHPに掲載するとともに、宿舍の紹介制度などを充実させ、学生の</p>
<p>【73】 3) 学生に対する福利厚生 of 充実を図る。</p>	<p>【73】 3) 学生に対する福利厚生 of 充実を図る。</p>
<p>社会人・留学生等に対する配慮 【74】 1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場をさらに充実させる。また、留学生センターと各部局が協力し、留学生支援体制を整えるとともにチューター制度の活用を図る。</p>	<p>社会人・留学生等に対する配慮 【74】 1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場をさらに充実させる。また、留学生センターと各部局が協力し、留学生支援体制を整えるとともにチューター制度の活用を図る。</p>
<p>【75】 2) 図書館は、社会人や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。</p>	<p>【75】 2) 図書館は、社会人学生や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。</p>

【76】

3) 社会人学生の修学を支援する
相談窓口を設置する。

【76】

3) 社会人学生の修学支援体制を
充実する。

教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標 我が国の学術政策の基本方針を踏まえつつ、最先端の独創的研究を世界水準で展開する。研究の推進に当たっては、専門分野の枠組みにとらわれず、総合的視点に立脚した研究分野の再構築を図り、新しい学問体系の確立を目指す。研究の成果は、それぞれの研究分野において世界的水準の学術誌に発表して、諸科学の進歩に貢献するとともに、知的財産権を取得して、教育研究を円滑に実施するための財政的基盤を強化する。また、地域社会に発生する様々な問題や課題について、学外の関係機関や自治体等と共同研究を積極的に実施し、その成果を地域社会に広く還元する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性 【77】</p> <p>1) 学術政策の基本方針に基づく重点的研究分野を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。</p>	<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性 【77】</p> <p>1) 18年度に策定した学術研究推進戦略に基づき、研究戦略室を中心にして、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。</p>	<p>研究戦略室を中心に、総合的視点に立って重点研究8領域を設定し、プロジェクト研究を活発に展開した。その中でも、秋田大学との連携によるグローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」(19年度採択)を通じて国際的な生体調節シグナル教育研究拠点形成が順調に進展した。また、重点研究領域「重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発」では、21世紀COE革新的学術分野「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」プログラム(16年度採択)において、放射線生物学・医学の教育研究拠点形成を目指し、研究は広範囲かつ着実に進展した。またこれと連動して、附属病院における世界最先端のがん治療を実現することを目的とする重粒子線照射施設も20年度に竣工した。その他の研究領域でも、多くの優れた成果を上げ、その研究成果に基づき、特許出願・技術移転など活発な知的財産活動を展開した。</p> <p>上記のとおり、中期計画及び20年度計画を順調に実施するとともに、20年度においては、次に掲げる事項について重点的に推進した。</p>
<p>【78】</p> <p>2) 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。生命科学懇談会の答申等を踏まえて世界的水準の研究拠点形成を図る。</p>	<p>【78】</p> <p>2) 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。</p>	<p>1. 重粒子線照射施設の竣工 20年10月に群馬大学重粒子線照射施設が竣工した。同施設は、群馬大学が重粒子線医学に関する国際的教育・研究・診療拠点になるための中核をなす施設である。また、17年度に設置した重粒子線医学研究センターに、新たに3名の助教を配置し、組織の充実を図った。今後、最新の小型重粒子線照射装置が設置され、世界最先端のがん治療法の開発研究を行える準備が整い、21世紀COEプログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」(16年度採択)で得られた研究成果をがん治療へと展開することが可能となった。</p> <p>2. 生体調節シグナルの統合的研究(グローバルCOE:19年度採択) 秋田大学との大学連携によるグローバルCOEプログラムにおいて設置されている「調節シグナル研究連携解析ステーション」を中心として、研究リソースの共有化を行い学内外の共同研究を推進した。また、若手研究者の国際化を目指して、英語教育プログラムや短期海外派遣、中～長期留学、若手による国際シンポジウムの組織・運営を行った。</p>
<p>【79】</p> <p>3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。</p>	<p>【79】</p> <p>3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。</p>	<p>3. ケイ素科学国際教育研究センターにおける活動 重点8領域のプロジェクト研究の1つである「炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御」を遂行するために、20年3月に工学研究科に設置した「ケイ素科学国際教育研究センター」において、講演会やシンポジウム開催等の教育研究活動を展開した。科学技術振興機構の「科学技術による地域活性化戦略」に関する調査研究課題に応募し、採択された。本センター</p>
<p>大学として重点的に取り組む領域 【80】</p> <p>1) 生命体における、増殖、分化、</p>	<p>大学として重点的に取り組む領域 【80】</p> <p>1) 生命体における、増殖、分化、</p>	

の非常勤研究員と連携講座客員教授が「第1回ケイ素化学協会賞」を受賞した。

高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究	高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究
【81】 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築	【81】 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築
【82】 3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発	【82】 3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発
【83】 4) 健康の維持・増進や生活の質(QOL)向上のための科学研究	【83】 4) 健康の維持・増進や生活の質(QOL)向上のための科学研究
【84】 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御	【84】 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御
【85】 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究	【85】 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究
【86】 7) 学校教育が直面している諸課題(不登校、いじめ、多文化共生等)に対応するための実践的・総合的研究	【86】 7) 学校教育が直面している諸課題(不登校、いじめ、多文化共生等)に対応するための実践的・総合的研究
【87】 8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究	【87】 8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究
	【80～87】 研究戦略室では、研究の総合計画、進捗状況を把握すると共に、研究成果に関する評価を行う。
成果の社会への還元に関する具体的方策 【88】 1) 大学施設の公開、公開講座など啓発活動を推進し、各種広報手段を通して研究内容や活動の現状などを公開し、公的研究機	成果の社会への還元に関する具体的方策 【88】 1) 企業懇談会、公開セミナー、シンポジウム、公開講座などを通じて研究内容(活動)等の情報提供を積極的に行う。また、

<p>関としての説明責任を果たす。</p>	<p>ホームページ、大学案内等を利用し、施設や研究者情報を広く社会に公開する。</p>
<p>【89】 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、平成16年度から研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。</p>	<p>【89】 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。</p>
<p>【90】 3) 研究・知的財産戦略本部を中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、外部TLO機関やリエゾンオフィスと連携する。</p>	<p>【90】 3) 研究・知的財産戦略本部に設置した群馬大学TLOを中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、他の国公立大学と連携する。</p>
<p>【91】 4) 地域共同研究センターを中心に企業等との共同研究を推進し、都市エリア産官学連携事業、地域新生コンソーシアム事業、群馬県が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。</p>	<p>【91】 4) 共同研究イノベーションセンターを中心に企業等との共同研究を推進するとともに、国、地方自治体が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。 文部科学省及び経済産業省による地域科学技術・産業振興事業等に積極的に応募する。</p>
<p>【92】 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を持つシステムの構築を図る。</p>	<p>【92】 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を充実する。</p>
<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【93】 平成18年度～19年度を目的に研究水準・成果を組織的に評価するシステムを作る。論文発表、学会活動などに加えて、学術招待講演、学術賞の受賞、特許取得、研究成果の事業化など多面的に評価する。この目的のために、教員の教育研究業績データベースを作成する。</p>	<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【93】 研究者が依拠すべき研究倫理を盛り込んだ「科学者行動規範」に基づき、適正な研究活動を推進する。</p>

(2) 教育研究等の質の向上の状況
 研究に関する目標
 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標
 国際競争力をもつ先進的研究拠点を形成し、それを担う人材を恒常的に育成するために必要な研究実施体制の整備を行う。学部・専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムの構築、複合領域の研究や大学院生に対する柔軟な研究指導を可能にする大学院組織の改組・再編を図る。施設面での研究環境の整備の推進に努める。附属図書館、総合情報処理センター、機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの統合整備を通じて研究支援機能の向上を図る。学内におけるプロジェクト研究、学外研究者との共同研究を円滑に行うために共用研究スペースや共同利用機器の使用について十分に配慮する。教員の教育研究評価のためのシステムを構築し、各組織における教員の研究活動と実績を把握するとともに、研究者の配置や研究資金の配分等に競争的環境を導入し、教員の研究活動の活発化を図る。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策</p> <p>【94】</p> <p>1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策</p> <p>【94】</p> <p>1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。</p>	<p>研究戦略室を中心に、国際的競争力をもつプロジェクト型研究グループを形成するとともに、時代の要請に適合する教育研究を効率的に推進するため、工学部・工学研究科の大学院重点化とそれに伴う改組・再編、教職大学院の設置など、短期間のうちに多くの大学院組織の改組・再編、新設を実現させた。研究環境の整備に関しては、附属図書館、総合情報処理センター及び総合情報システム室を統合して総合情報メディアセンターを設置し、全学情報システムの一元化し、情報セキュリティの確保、情報発信体制の強化を行った。機器分析センター、遺伝子実験施設の組織編成の見直し等を行った。共用研究スペースを設置し、一部にスペース課金制度を導入した。また、若手教員研究助成制度を実現させ、若手研究者の基礎的研究を支援し、成果を上げた。さらに、知的財産の管理・活用体制の確立のために、大学知的財産整備事業の実施及び群馬大学TL0の設置により、16年度以降、知的財産・産学官連携活動を飛躍的に発展させた。</p> <p>上記のとおり、中期計画及び20年度計画を順調に実施するとともに、20年度においては、次に掲げる事項について重点的に推進した。</p> <p>1. 社会情報学研究センターの設置 20年10月に高度情報社会の諸問題を解決するために、社会情報学部附属社会情報学研究センターを設置した。このセンターは、社会情報学的研究領域の研究拠点として、国内外の研究者との共同研究及び企業・自治体等との共同調査研究を行い、その研究成果を広く社会に情報発信することにより、地域社会に寄与することを目指す。</p> <p>2. 教職大学院及び修士課程教科教育実践専攻の設置 20年4月に教育学研究科を改組し、学校教育専攻を発展的に解消して専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）及び修士課程教科教育実践専攻を設置した。この教職大学院は、社会のニーズに応える高度専門職業人の養成に特化して、学校教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力を備えた教員養成を行う。</p>
<p>【95】</p> <p>2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。</p>	<p>【95】</p> <p>2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。 教育学研究科を改組し、専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）及び修士課程教科教育実践専攻を設置する。</p>	
<p>【96】</p> <p>3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討する。学長が裁量権を持つ教職員枠を作り、重点配置ができる制度を確立する。</p>	<p>【96】</p> <p>3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討し、学長が裁量権を持つ教職員枠により、重点配置を行う。</p>	
<p>【97】</p> <p>4) RA、TAを拡充し、大学院生の研究を支援する。また、ポストドクターの受入れを拡充する。</p>	<p>【97】</p> <p>4) 引き続きRA、TAの拡充に努める。</p>	
<p>研究資金の取得と配分に関する具</p>	<p>研究資金の取得と配分に関する具</p>	

<p>体的方策 【98】 1) 文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財団等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。</p>	<p>体的方策 【98】 1) 文部科学省科学研究費補助金、他の府省、外郭団体、財団等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。 若手研究者に対して補助金申請に関する講習会を開催し、補助金への応募率の上昇を図る。</p>
<p>【99】 2) 平成18年度～19年度からを目途に定期的に教員の教育研究業績の評価及び研究の進捗状況を適宜評価し、それを研究資金の配分に反映させる。</p>	<p>【99】 2) 教員評価や補助金応募状況を研究資金の配分に反映させる。</p>
<p>【100】 3) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。</p>	<p>【100】 3) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。</p>
<p>【101】 4) 平成18年度から若手研究者の育成を図るために特別研究基金を設置する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策 【102】 1) 平成19年度を目途に附属図書館と総合情報処理センター、総合情報システム室などを統合して総合メディアセンター(仮称)を創設し、教育研究支援学術情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。</p>	<p>研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策 【102】 1) 総合情報メディアセンターを中心として、教育研究支援及び学術情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。 群馬大学学術情報リポジリの内容の充実を図る。</p>
<p>【103】 2) 機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの学内研究支援施設の整備・統合を検討する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>

<p>【104】 3) 大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導體制の強化を図る。</p>	<p>【104】 2) 大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導體制の強化を図る。</p>
<p>【105】 4) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。</p>	<p>【105】 3) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。 新設・改修建物に20%の共同利用スペースを確保し、学部、学科及び既存組織の枠組みを越えた教育・研究活動を推進する個人又はチームに対して配分を行う。</p>
<p>研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 【106】 1) 平成18年度～19年度を目的に教員の教育研究活動を組織的に評価するシステムを構築する。その結果を教員の研究費等の資源配分に活用する。</p>	<p>研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 【106】 教員評価の結果を教員の研究費等の資源配分に活用する。</p>
<p>【107】 2) 優れた研究成果を挙げた研究者に対する顕彰制度を創設する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>【108】 3) 大学評価を適宜実施し、学外者からの評価を積極的に求める。また、評価結果を改善・改革に生かすためのシステムを作る。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 【109】 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを構築す</p>	<p>知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 【109】 1) 研究・知的財産戦略本部に設置した群馬大学TLOを中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるた</p>

<p>る。</p>	<p>めのシステムを強化する。 利益相反ポリシーを踏まえ、利益相反マネジメント体制を充実させる。 特許情報等を、ホームページの更新、JSTの「J-STORE」等により随時発信する。</p>
<p>【110】 2) 本戦略本部と地域共同研究センターを中心に、知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員に啓蒙する。</p>	<p>【110】 2) 知的財産戦略室を中心に、知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員・学生に啓蒙する。</p>
<p>【111】 3) 知的財産の管理・活用を目指して、TLO機関やリエゾンオフィスとの連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。</p>	<p>【111】 3) 知的財産の管理・活用を目指して、群馬大学TLOを軸に、他の国公立大学との連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。</p>
<p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 【112】 1) 生命科学懇談会の答申等を踏まえて、学内諸組織、学外機関と生命科学の共同研究を推進する。</p>	<p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 【112 - 1】 1)- 先端的生命科学研究を推進するために理化学研究所、秋田大学と共同研究を推進する。 ----- 【112 - 1】 重粒子線治療法の高度化に関して、放射線医学総合研究所と共同研究を行う。また、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所と連携して、加速器テクノロジーを利用した細胞生物学・医学研究をさらに推進する。</p>
<p>【113】 2) 医学分野では、地域共同研究センター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学部、民間企業が連携して、医用</p>	<p>【113】 2) 医学分野では、共同研究イノベーションセンター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学研究科、生体調節研</p>

<p>理工学分野の共同研究を推進する。</p>	<p>研究所、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。</p>
<p>【114】 3) 地域の諸組織と有機的に連携して、教育方法の実践的研究を行う。</p>	<p>【114-1】 3)- 群馬県教育委員会等地域の諸組織と有機的に連携して、教育現場における多様な問題を解決するための実践的研究を行う。</p> <p>-----</p> <p>【114-2】 多文化共生に向けての学校教育、社会教育のあり方について、県・他大学等他機関と連携し、実践的研究を推進する。</p>
<p>【115】 4) 工学分野において、県内の先進企業と包括技術協定を結び、産学連携を促進する。</p>	<p>【115】 4) 群馬県から運営を委託された「群馬アナログカレッジ」において、群馬県のアナログ技術の向上・人材育成等を図る。</p>
<p>【116】 5) 工学分野において、ナノテク研究会など企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。</p>	<p>【116】 5) 工学分野において、群馬大学メカトロ・ロボット研究会等、企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。</p>
<p>【117】 6) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。</p>	<p>【117】 6) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。</p>
<p>【118】 7) インキュベーション施設等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。</p>	<p>【118】 7) インキュベーションセンター等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。</p>

(3) 教育研究等の質の向上の状況
 その他の目標
 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標 社会との連携においては、群馬大学が核となって地域社会との総合的な連携システムを構築し、大学の研究成果を社会へ還元するシステムを整備する。国際交流に関しては、外国諸機関との交換留学制度や共同研究を活性化させる。また、多くの国からの留学生を受け入れるとともに、海外から優れた研究者を客員教授として受け入れ、教育・研究の活性化を図る。さらに、国際協力事業に積極的に参加し、開発途上国への知的支援、技術協力を積極的に展開する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 【119】 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した地域社会との連携・協力策を群馬大学地域連携推進本部が組織的に推進する。</p>	<p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 (平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>群馬大学地域連携推進本部が中心となり、地域関係諸機関との連携ネットワークを構築し、教育、医療、知的財産の活用に関する産学官連携活動等において特色ある諸活動を活発に展開した。国際交流に関しては、海外諸大学・研究機関と国際交流協定の締結を積極的に行い、学長裁量経費、アジア人財構想事業費等の活用により、教職員・学生の海外渡航が増加した。また、国際協力事業に関しては、国際教育・研究センターを設置して、国際協力機構による開発途上国への各種支援（感染症対策、理科教育支援、工学系高等教育、リハビリテーション専門職養成等）に協力した。 上記のとおり、中期計画及び20年度計画を順調に実施するとともに、20年度においては、次に掲げる事項について重点的に推進した。</p>
<p>【120】 2) 地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備し、公開講座等の市民サービスを強化する。また、平成16年度から附属図書館の休日開館を行うなど、地域における社会人教育、生涯教育の拠点として大学の施設を提供する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>1. 「がんプロフェッショナル養成プラン」の実施 医学系研究科と獨協医科大学が中心となり、各県立医療施設や地方自治体と連携して、重粒子線治療を中心とした人材の育成を主目的に、集学的がん医療を推進し、患者のQOLを重視した総合的ながん医療を地域に定着させるための体制を構築した。</p>
<p>【121】 3) 山間部における健康相談システム、在宅障害者のリハビリテーション、がん・難病患者在宅医療支援のネットワークを構築する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>2. 電子メールを活用した保健指導の実施 20年度から医療保険者を実施主体として導入された特定保健指導において電子メール等を活用した保健指導が提示されているが、このような非対面型保健指導の技術に関する研究的な蓄積がないことから、群馬県国民健康保険団体連合会のモデル事業として、医学部保健学科及び附属病院医療情報部は伊勢崎市と共同して、電子メールを活用した保健指導を実施し、技術開発に取り組んだ。</p>
<p>【122】 4) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。</p>	<p>【122】 1) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。</p>	<p>3. 国際教育・研究センターの設置 20年12月に留学生センターと国際交流企画室を統合し、教育・研究両面での国際交流、留学生交流及び国際協力に関する活動を一体として実施するために、国際教育・研究センターを設置した。本センターを中心として、留学フェア(国内：東京、大阪)、海外留学フェア(タイ、マレーシア、ベトナム)に参加し、本学の紹介、留学勧誘などの活動を積極的に行った。</p>
<p>【123】 5) 平成16年度から高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校への出前授業、1日体</p>	<p>【123】 2) 高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校への出前授業、1日体験教室等を実施する。</p>	<p>4. アジア人財資金構想 19年度に採択された高等専門留学生育成事業「アジア人財資金構想」により、留学生(20年度15名)を受け入れた。コンソーシアム企業講師による日本ビジネス教育や、就職を視野に入れた専門日本語教育を充実させた。</p>

<p>験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。</p>	<p>小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。</p>
<p>【124】 6) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。</p>	<p>【124】 3) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。</p>
<p>産学官連携の推進に関する具体的方策 【125】 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会と群馬大学地域連携推進本部を中心に、組織的に産学官連携に関する企画・運営を行う。</p>	<p>産学官連携の推進に関する具体的方策 (平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>【126】 2) 平成20年度を目途に地域共同研究センターやサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーなどを中心とした産学連携創出支援機構を組織化し、連携推進体制を強化する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>
<p>【127】 3) 平成16年度から文部科学省の「都市エリア産学官連携促進事業」、経済産業省「産業クラスター計画」、科学技術振興事業団の「地域研究開発促進拠点支援事業」等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。</p>	<p>【127】 1) 文部科学省及び経済産業省の地域科学技術・産業振興事業、科学技術振興機構の地域研究開発促進拠点支援事業及び地域結集型共同研究事業等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。</p>
<p>【128】 4) 平成16年度から企業懇談会や地域共同研究センターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通して、産業教育の活性化を図る。</p>	<p>【128】 2) 企業懇談会や共同研究イノベーションセンターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通して、産業教育の活性化を図る。</p>

<p>【129】</p> <p>5) 地方自治体等と共同して、産学官連携のためのネットワーク作りを行う。大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動、企業との連携によるサテライト教室の拡大充実を推進する。</p>	<p>【129 - 1】</p> <p>3)- 首都圏北部国立大学法人（茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学）、経済産業省関東経済産業局、地方自治体と連携して、大学の知的財産を活用するためのネットワークを作り、技術移転を促進する。</p> <hr/> <p>【129 - 2】</p> <p>大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動、企業との連携によるサテライト教室の充実を図る。</p> <p>前橋工科大学及び前橋商工会議所と連携に関する協定に基づき、科学技術振興及び地域文化の発展に努める。</p> <p>引続き地元金融機関等と協力して産学連携の推進に努める。</p> <p>包括協定を締結している桐生市及び太田市との連携を一層強化する。</p>
<p>地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策</p> <p>【130】</p> <p>1) 県内国公立6大学間の単位互換をさらに推進すると同時に、その他の県内大学及び短大との連携強化を図る。また、国立5大学（山形、徳島、愛媛、熊本、群馬）間の大学間交流協定に基づく連携を一層推進する。</p>	<p>地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策</p> <p>【130】</p> <p>1) 地域の公私立大学等及び他の国立大学との連携強化を図る。</p> <p>5大学（山形大学、徳島大学、愛媛大学、熊本大学、群馬大学）間の協定に基づく連携を一層推進する。</p> <p>4大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学）間の協定により、大学院間の教育研究の連携を一層強化する。</p> <p>前橋工科大学との協定に基づき教育研究の交流を推進する。</p>
<p>【131】</p> <p>2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や</p>	<p>【131】</p> <p>2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や</p>

人的交流を拡大する。	人的交流を拡大する。
【132】 3) 県立医療短期大学と、保健学に関する研究協力を行う。	【132】 3) 県立県民健康科学大学と、保健学に関する研究協力を行う。
留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 【133】 1) 国際交流委員会、留学生センターを中心に、国際交流事業の組織的な推進を図る。諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及び学生の海外派遣を強力に支援する。	留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 【133-1】 1) 国際交流企画室と留学生センターを統合し、国際交流事業に関わる組織の一元化を図る。 ----- 【133-2】 2) 諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及び学生の海外派遣を支援する。
【134】 2) 留学生センターの日本語教育プログラム等の充実を図り、留学生を積極的に受け入れる。	【134】 3) 留学生の教育・交流プログラム等の整備を図り、優秀な留学生を積極的に受け入れる。
【135】 3) 外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の状況をホームページなどで公開する。過去の受け入れ学生や派遣学生の追跡調査を行い、国際交流活動の基礎データを収集する。	【135】 4) 外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の情報をホームページなどで公開する。受入・派遣学生の追跡調査を行うとともに、国際共同研究、国際会議の開催・参加等、国際交流活動の基礎データを収集する。
教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 【136】 1) 国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。国際交流・協力事業を一体的に処理するための組織を整備する。	教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 【136】 1) 国際協力事業専門部会を中心に、国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。また、各部局、教員個々の国際協力活動を全学的な事業として推進する。
【137】 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携	【137】 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携

による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。

による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。

教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 附属病院に関する目標

中期目標 医学・医療・看護・福祉を総合的に見据えた教育・研究・臨床活動を推進し、広く社会のニーズに応え、患者に信頼される高度先進医療、その他先進医療を実践する中核病院を目指す。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 患者中心の質の高い医療を実施するための具体的方策 【138】</p> <p>1) 医療過誤防止のために院内安全管理体制及び危機管理体制を強化し、院内感染サーベイランスなどの情報管理システムの構築を図る。また、患者が納得できる高度な治療の推進と包括医療に対応するため、クリニカルパス（治療計画）を広く導入する。</p>	<p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 患者中心の質の高い医療を実施するための具体的方策 【138】</p> <p>1) 院内安全管理体制及び危機管理体制を強化し、院内感染サーベイランスなどの情報管理システムの構築を図る。また、患者が納得できる高度な治療の推進と包括医療に対応するため、クリニカルパス（治療計画）を広く導入する。</p>	<p>1. 「医療人能力開発センター」の設置 全職種を対象とした生涯教育を推進するために、臨床研修センターを発展的に改組した「医療人能力開発センター」を設置した。</p> <p>2. 「関東・信州広域循環型専門医養成プログラム」の推進 20年度「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」で選定された「関東・信州広域循環型専門医養成プログラム」では、連携5大学(本学、信州大学、獨協医科大学、日本大学、埼玉医科大学)のそれぞれの特色ある機能を生かしつつ、相互に機能を補完する環境の下で、次の目標を掲げ、推進することとした。 指導医が高水準の医療を示し、リサーチマインドをもつ若手専門医師を育成する。 地域関連病院に指導医を優先的に巡回させることにより若手医師の臨床能力を向上させ、若手医師も連携大学病院間を循環することにより様々な患者や疾患を経験させる。 最終的にはチーム医療を担うことができる専門医師を確保して、地域の医師不足解消など地域医療の安定化を目指す。</p> <p>3. 感染症対策 新型インフルエンザを始めとする新興感染症に対する感染症対策等の強化及び感染管理の支援を目的に、感染制御部の充実など感染制御システムの整備を行った。</p> <p>4. 日本医療機能評価機構による病院機能評価の受審 面接審査（20年12月17日～19日）受審に備えて、退院サマリの作成率向上のための取組や他の病院への視察、マニュアルの整備や患者の視点に立ったゴミ箱、案内板、掲示物の院内環境の整備を行った。また、その過程で各職員の意識が大幅に改善した。</p> <p>5. がん・地域医療の取組 「がんプロフェッショナル養成プラン」による人材の育成 「がんプロフェッショナル養成プラン」計画に基づき、放射線腫瘍専門医コースとがん薬物療法専門医コースを開始し、人材を養成した。 群馬県がん診療連携拠点病院研修会の実施</p>
<p>【139】</p> <p>2) 新中央診療棟を建設し、診療科と部門間との効率的な運営を行うために中央診療機能の拡充を図る。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	
<p>【140】</p> <p>3) 初期診療体制の改善、救急医療体制の強化など診療体制を改善するとともに、リハビリテーション部の整備、女性専門一次外来の設置など患者のニーズに配慮した病院運営を行う。</p>	<p>【140】</p> <p>2) 総合診療部と救急部の緊密な連携による初期診療体制の強化とともに、各診療科、リハビリテーション部等の整備充実を行う。</p>	
<p>【141】</p> <p>4) 外来患者の待ち時間短縮、病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、ホームページの充実等、一層の患者サービ</p>	<p>【141】</p> <p>3) 外来患者の待ち時間短縮、病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、ホームページの更新・充実等、患者サービ</p>	

<p>スの向上を図る。また、患者用駐車場の整備・拡充の推進に努める。</p>	<p>スの一層の向上を図る。</p>	<p>20年度都道府県がん診療連携拠点病院強化事業として、次の群馬県がん診療連携拠点病院研修会を実施した。 ア 第4回「肺癌診療の基本とガイドライン最新治療指針」 イ 第5回「胃ガン診療の基本とガイドライン最新治療指針」</p>
<p>教育病院として北関東地域の主導的な役割を果たし、次代を担う医療人を育成するための具体的方策 【142】 1) 学生の診療参加型実習を推進するとともに、卒後臨床研修の義務化に対応して臨床研修センターを拡充し、職員の専門能力を高めるための継続的な教育研修プログラムを提供する。</p>	<p>教育病院として北関東地域の主導的な役割を果たし、次代を担う医療人を育成するための具体的方策 【142】 1)- 低学年の学生から診療参加型実習を推進する。 ----- 臨床研修センターを発展的に改組して医療人能力開発センターを設置する。 ----- 初期臨床研修終了後の専門的研修システムにおける指導医の充実を図り、シニアレジデント制度を一層発展させる。</p>	<p>6. 国立大学病院管理会計システム(HOMAS)の活用 職員の経営意識の向上を図るため、病院運営会議や臨床主任会議に国立大学病院管理会計システム(HOMAS)による各種分析資料を活用した。</p> <p>7. 過去最高の稼働額 病院情報システムの入替えに伴う患者制限等の影響により、21年1月には、稼働率が大幅に落ち込んだにも係わらず、過去最高の182.9億円と前年度稼働額を3.5億円上回った。</p>
<p>【143】 2) 研修医の教育、臨床治験、先進医療を進める際に不足となる教員を補うために、研修指導医、非常勤医師を増員する。</p>	<p>【143】 2) 北関東医療圏における計画的な医師育成のため、地域の研修指定病院と連携して初期及び後期臨床研修の充実を図る。</p>	
<p>【144】 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。</p>	<p>【144】 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。</p>	
<p>高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策 【145】 1) 大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を推進し、先端医療研究を活性化する。</p>	<p>高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策 【145】 1) 大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を推進し、先端医療研究を活性化する。 遺伝子診断、治療等に関して、大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を進めながら診療体制を充実させる。</p>	
<p>【146】 2) 複数の診療科が共同で行う高度先進医療プロジェクトチームを設け、先進医療（重粒子線治</p>	<p>【146-1】 2) 複数の診療科が共同で行う先進医療プロジェクトチームを設け、先進医療（重粒子線治療、</p>	

<p>療、遺伝子診療、移植・再生医療等)の研究開発を推進する。</p>	<p>遺伝子診療、移植・再生医療等)の研究開発を推進する。</p>
<p>【147】 3) 生命科学研究の成果を先進医療や医薬品の開発に反映させるために、臨床試験部及び地域共同研究センターを活用する。</p>	<p>【147】 3) 生命科学研究の成果を先進医療や医薬品の開発に反映させるために、臨床試験部等を活用する。</p>
	<p>【146-2】 4) ホームページ等を通じて先進医療等に関する広報を進める。</p>
<p>地域医療に積極的に貢献するための具体的方策 【148】 1) 地域との医療・倫理ネットワークシステムを構築し、地域医療の質の向上を図るとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育を積極的に行う。</p>	<p>地域医療に積極的に貢献するための具体的方策 【148】 1) 地域との医療・倫理ネットワークシステムにより、地域医療の質の向上を図るとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育を積極的に行う。 都道府県がん診療連携拠点病院として、腫瘍センターにおいて、県内における質の高いがん医療の推進、連携を図る。</p>
<p>【149】 2) 病診連携センターを充実し、地域医師会と協力しながら地域の病院、診療所との連携を推進する。</p>	<p>【149】 2) 病診連携センターを充実し、地域医師会と協力しながら地域の病院、診療所との連携を推進する。</p>
<p>【150】 3) 患者診療録様式の電子化、フィルムレス、遠隔医療などIT化を推進し、地域医療に役立てる。</p>	<p>【150】 3) 患者診療録様式の電子化、フィルムレス、遠隔医療などIT化を推進し、地域医療に役立てる。</p>
<p>【151】 4) 高レベルの救急救命体制を構築し、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する。</p>	<p>【151】 4) 高レベルの救急救命体制を充実させ、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する。</p>
<p>病院の管理運営を改善し、合理</p>	<p>病院の管理運営を改善し、合理</p>

<p>化を図るための具体的方策</p> <p>【152】</p> <p>1) 病院長直属の組織として病院企画戦略部門を設置し、外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。</p>	<p>化を図るための具体的方策</p> <p>【152】</p> <p>1) 外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。</p>
<p>【153】</p> <p>2) 医療機能評価システムを構築し、効率的な人事配置を行う。</p>	<p>【153】</p> <p>2) 既得の日本医療機能評価機構による病院機能認定の更新を行い、教職員による自己評価を行う。さらに評価結果に基づいて効率的な人事配置を行う。</p>

教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 附属学校に関する目標

中期目標 附属学校の設置目的を踏まえ、教育研究及び教育実習に関して教育学部との連携を強化する。学校教育の質的向上に寄与するという附属学校の役割を自覚し、公立学校や関係教育機関等と連携して、地域貢献に努める。附属学校間の連携の在り方、学校運営の内容と組織、教育課程、教育施設、学校規模等を総合的に検討し、子どもたちの学校生活の充実を目指す。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置 大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策 【154】 1) 教育学部教員等の専門分野を生かした共同研究や共同授業などを推進し、その成果を公表して、学校教育の発展に資する。</p>	<p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置 大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策 【154】 1) 教育学部教員等の専門分野を生かした共同研究や共同授業などを推進し、その成果を公表して、学校教育の発展に資する。 各教科等のプロジェクト研究の一層の推進を図り、その成果については公開研究会等で発表する。</p>	<p>1. 附属学校における教育研究活動の向上 前年度までの研究成果を踏まえ、以下の課題に取り組んだ。</p> <p>(1) 幼稚園 前年度の研究を継続し、園庭における環境の再構成や、援助の工夫に視点を置いて幼児の発達を支える保育の在り方を追究した。また、全国国立大学附属学校連盟幼稚園部会研究集会において、自園給食の取組を中心に発表を行った。</p> <p>(2) 小学校 学びの充実感・有用感をもつ学習指導のあり方及び評価の改善に関する研究を進めるとともに、文部科学省の指定を受け、「小学校における英語活動等国際理解活動推進事業」を展開した。</p> <p>(3) 中学校 各教科等における「学びを生かす学習」のための題材・単元構成の考え方と指導計画の試案作成、授業の在り方、指導と教材の工夫について研究を推進した。</p> <p>(4) 特別支援学校 日本教育大学協会の研究助成を受け「知的障害を教育の対象とする特別支援学校における平仮名指導プログラムについて」及び「知的障害を教育の対象とする特別支援学校における『かたち』の指導プログラムについて」の課題研究に取り組み、公開研究会において研究成果を公開するとともに、公開授業並びに研究発表を行った。</p> <p>2. 学部との連携 「群馬大学教育学部 学部・附属共同研究委員会」の方針に基づき、「共同研究」としては、「教育実習」の成果と課題について学部と附属学校が一体となって検証を進めた。また、「共同研究」としては、各学校園の実態を踏まえ、指導法の改善やカリキュラムの見直し等を学部教員と附属学校教員とが共同して組織的な研究を進めた。その研究内容を『平成20年度 群馬大学教育学部 学部・附属共同研究報告書』にまとめ、発表した。その他に以下の取組を行い、学部・附属学校の連携を推進した。</p> <p>(1) 幼稚園 大学院生、学部生各1名に対し、研究フィールドを提供した。</p> <p>(2) 小学校 文部科学省の指定を受け、学部及び附属中学校と連携しつつ「小学校にお</p>
<p>【155】 2) 実践的な指導力が身に付くように、教育学部とともに教育実習の在り方を見直し、改善を図る。</p>	<p>【155-1】 2)- 教育学部におけるカリキュラムの改編に伴い、附属学校での実習の役割、実習生への指導内容及び方法等を見直し、具体的な改善を図る。</p> <p>-----</p> <p>【155-2】 教職大学院の実習校として連携協力をする。</p>	
<p>関係教育機関と連携を強化するための具体的方策 【156】 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。</p>	<p>関係教育機関と連携を強化するための具体的方策 【156】 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。</p>	

<p>【157】 2) 教育要領や学習指導要領の改訂に伴う新しい教育の在り方、評価観の転換に伴う評価の在り方等の学校教育の課題を解決するため、先導的な役割を果たす。</p>	<p>【157】 2) 教育要領や学習指導要領の改訂に伴う新しい教育の在り方、評価観の転換に伴う評価の在り方等の学校教育の課題を解決するため、先導的な役割を果たす。</p>
<p>【158】 3) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供するなど、積極的に地域貢献を果たす。</p>	<p>【158】 3) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供するなど、積極的に地域貢献を果たす。</p>
<p>【159】 4) 附属特別支援学校においては、重複障害の児童生徒を受け入れ、学部等との連携の下に適切な教育の内容・方法を追求するとともに、学習障害、注意欠陥・多動性障害等についての教育相談体制を整備し、特別支援教育センター（仮称）の設置を目指す。</p>	<p>【159】 4) 附属特別支援学校においては、重複障害の児童生徒を受け入れ、学部等との連携の下に適切な教育の内容・方法を追求する。さらに、特別支援教育サポートセンターを中心に学習障害、注意欠陥・多動性障害等についての教育相談体制を充実させる。</p>
<p>学校生活を充実させるための具体的方策 【160】 1) 実践的な教育研究を推進しながら、発達段階に即した日常的教育活動を充実させ、子どもたちの学校・園生活の充実を図る。</p>	<p>学校生活を充実させるための具体的方策 【160】 1) 実践的な教育研究を推進しながら、発達段階に即した日常的教育活動を充実させ、子どもたちの学校・園生活の充実を図る。</p>
<p>【161】 2) 附属学校としての「めざす子ども像」を設定し、各校園の教育目標を見直すとともに、教育学部と協力してその実現を図る。</p>	<p>【161】 2) 幼小中教育の一貫性、幼小中と特別支援学校との連携を図り、附属学校全体の「めざす子ども像」の具現化に努める。</p>
<p>【162】 3) 個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、地域に開かれた学校を目指す。</p>	<p>【162】 3) 個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、実践的な研究に取り組む。その効果的な在り方について公開研究会等で地域へ発信し、開かれた学校を目指す。</p>
<p>【163】 4) 学校評議員制度や学校公開等を通して学校評価を充実させ、</p>	<p>【163】 4) 「学校評価ガイドライン」に基づき適正な評価を行い、学校</p>

ける英語活動等国際理解活動推進事業」(2 / 2年次)を実施した。

(3) 中学校
国語科、理科、技術科を中心に、学部教員と附属教員が連携して授業実践を行い共同研究を推進した。

(4) 特別支援学校
日本教育大学協会の研究助成を受けた研究、特別支援教育サポートセンターの実践研究に学部と連携して取り組んだ。

なお、以上の取組の他に、「教職大学院」の「課題発見実習」のフィールドとして、教職大学院生を受け入れた。

運営の改善に活かす。	運営の改善に活かす。
<p>【164】</p> <p>5) 教員等の人的条件、校舎・教室・駐車場等の物的条件の整備に努める。</p>	<p>【164】</p> <p>5) 教員等の人的条件、校舎・教室・駐車場等の物的条件の整備に努める。また、児童生徒の安全確保を徹底する。</p>
<p>【165】</p> <p>6) 入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。</p>	<p>【165】</p> <p>6) 附属学校の将来構想（学校規模）の一環として、入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。</p>

教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

教育研究等の質の向上の状況

1. 教育方法等の改善

(1) 共通教育改善推進テーマの実施

大学教育センター「教育方法企画部会」において、共通教育の重点的課題の明確化を図るために設定した「共通教育改善推進テーマ」について、20年度は次の7テーマを掲げ、教育改善を推進した。

キャリアデザイン教育

本学におけるキャリア教育の充実を図るために設定した「キャリアデザイン科目」を推進した。同科目のうち、インターンシップを実施している科目を「インターンシップ」科目として指定した。

(20年度開設科目数) 教養教育科目 4科目(5題目)
専門教育科目 16科目

国際理解教育

特色GPに採択された「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成」を支援した。

(20年度開設科目数) 教養教育科目 22科目
専門教育科目 18科目
大学院科目 3科目

環境教育

環境マネジメントの推進のための授業の充実を図った。

(20年度開設科目数) 教養教育科目 6科目(12題目)

英語教育

習熟度別教育、学生のTOEIC受験の促進と対策、e-ラーニングシステムを用いた英語教育を推進した。

(外国語試験受験数) TOEIC-IP 3回(うち本学受験料負担 1回)
TOEFL-IP 2回

その他外国語試験として、「実用ドイツ語技能検定」、「実用フランス語技能検定」の受験を促した。

数学教育

学生の学力差に配慮した初級及び中級クラスの新設

(クラス別) 高校レベルの数学(数学)の補習的なクラスと、主として工学部の学生を対象とし、高度なクラスを編成し、スムーズな高大接続を図った。

(20年度開設科目) フーリエ解析入門
数学入門(単位化(卒業要件外))

情報処理教育

情報処理に関する学生の学力差が大きいため、情報処理(初級)に加え、中級クラスを新設した。

物理教育

学生の日常生活体験の希薄化に伴い、従来であれば当然身についていた力学概念などが、抜け落ちている学生が増えている現状を調査し、それに対応した授業方法を探求した。

(20年度開設科目) 物理学入門演習

(2) 医学系研究科教育研究センターによる取組

「少人数制のアドバンストコース」の開講

医科学専攻所属の臨床から基礎までの全分野からなる准教授1名、助教7名を大学院教育センターの専任の教員とし、研究科1年生全員を対象に医学基礎技術実習を行った、不均一な実験能力に対応してきめ細やかな実習を行うために、初心者コースと経験者コースの2コースを編成して実習を行うとともに、より高度な実験技術が必要な少数の優れた院生のために少人数制のアドバンストコースを開講した。

「研究活動活性化プログラム」による研究活動等の支援

2年目以降の院生から研究活動活性化プログラムを募り、選抜された院生には研究費を与え、選抜された院生が中心となり、院生自身の企画運営により、国内外の著名研究者も交えてワークショップを年1回開催し、受賞プロジェクト成果を国際的に発信した。

「国際化向上プログラム」の推進

本カリキュラムをアジア地域で汎用できるスタンダードのものとするための試みとして、センター教員を中心とした教員を大連医科大学に派遣し、大連医科大学大学院生約200名を対象に、アドバンストコースの神経生理学講義を行うとともに、アンケートを実施し、カリキュラムの検証を行った。

(3) 教員評価結果の反映

教員評価の結果を検証し、成績の良好でない教員に対して改善計画書を提出させ必要な指導を行った。

学長裁量経費から、評価結果の特に良好だった教員(全体の5%程度)に対し、資源配分を行った(30人×@100千円)。

また、「若手研究者等の研究活性化の推進経費」などの学長裁量経費の戦略的な資源配分についても、評価結果を選考時の参考データとして活用した。

勤勉手当の成績優秀者等の選考時の参考データとして評価結果を人事・給与面に反映した。

2. 学生支援の充実

(1) 学生に対する生活指導・メンタルケア等の充実や学生支援体制の改善のための組織的取組

学生生活実態調査の実施

全学部学生の生活実態や要望等を把握し、有効な学生支援の方策を検討するため、学生生活実態調査を実施し、報告書にまとめるとともに、結果を検証した。

学生相談アンケートの実施並びに相談事例集の配付

講師以上の全教員を対象に「学生相談アンケート」を実施し、教員がどのような内容の相談を受け、どのように対応をしたのか把握するとともに、それらの事例を日常の学生相談に活用してもらうために、冊子を作成し配付した。

欠席調査結果による個別面談

欠席調査の結果、欠席が多い学生に対し、必要に応じてクラス担任、健康支援総合センター医師が個別に面談し、相談・助言を行った。

外部カウンセラーの配置

各キャンパスに外部カウンセラー（臨床心理士、精神科医）を配置し、精神的悩みや対人関係などの相談体制を充実させた。

遠隔通信技術を利用したキャンパス間連携パソコンテイクの実施

聴覚障害のある学生に対しては、学生実習のために音量調節機能付補聴器の貸与や1授業につきパソコンテイク者2名による修学支援を行っている。電話やインターネット回線などの遠隔通信技術を利用し、荒牧地区によるパソコンテイクを桐生地区においても利用できるようにした。
（支援学生数 61名、支援職員数 6名、支援時間数 延べ1788.5時間）

(2) 就職支援の充実のための組織的取組**低学年向けキャリアデザインガイダンスの開催**

1・2年生を対象に「就職・キャリア・将来」に対する意識向上に向け、将来なりたい自分になるためには大学で何を学ぶのか、仲間との関わり方、教員との関わり方について学生参加型のガイダンスを開催した。

実践型ガイダンスの開催

学生がもっとも問題とし、相談が多い事項（「エントリーシート対策講座」、「面接対策講座」、「自己分析」）を優先した実践型ガイダンスを実施し、招聘した専門家による指導・助言を行った。

就職未内定学生に対する就職相談会の開催

就職未内定学生（主に4年生・修士2年生を対象）とした就職相談会を開催し、就職に対する意識の向上を図った。

ネット求人情報配信システムの導入による求人情報環境の整備

企業から送付された求人票の他にインターネットによる求人情報システムを導入し、情報の閲覧・検索環境を整備した。

学内アルバイト紹介業務

経済状況の低迷から、アルバイトの求人数も激減したことに対する支援として、休日・夜間における図書館業務などの学内におけるアルバイト求人制度を整備した。

県内学生支援サポート関係団体との連携

群馬県学生職業相談室（面接対策、マナー対策）、群馬県若者就職支援センター〔ジョブカフェぐんま〕（キャリアカウンセリング）及びぐんま若者サポートステーション（メンタルサポート（メール相談））との連携を行った。

就職支援刊行物の発刊

就職活動のノウハウをまとめた「2008 就職支援BOOK 2009年就職用 - 群大生のための就活ノウハウ集 - 」を発刊し、配布した。

(3) 授業料減免制度の見直し

経済状況の悪化を受け、学資負担者の解雇、事業の倒産等で家計が急変した学生については、入学金や授業料の減免制度の運用法を見直し、申請できる成績基準の緩和措置を21年度から適用することを決定した。

3. 研究活動の推進**(1) 世界的に卓越した教育研究拠点形成への取組****重粒子線照射施設の竣工**

20年10月に群馬大学重粒子線照射施設が竣工した。同施設は、群馬大学が重粒子線医学に関する国際的教育・研究・診療拠点になるための中核をなす施設である。また、17年度に設置した重粒子線医学研究センターに、新たに3名の助教を配置し、組織の充実を図った。今後、最新の小型重粒子線照射装置が設置され、世界最先端のがん治療法の開発研究を行える準備が整い、21世紀COEプログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」（16年度採択）で得られた研究成果をがん治療へと展開することが可能となった。

生体調節シグナルの統合的研究（グローバルCOE：19年度採択）

秋田大学との大学連携によるグローバルCOEプログラムにおいて設置されている「調節シグナル研究連携解析ステーション」を中心として、研究リソースの共有化を行い学内外の共同研究を推進した。また、若手研究者の国際化を目指して、英語教育プログラムや短期海外派遣、中～長期留学、若手による国際シンポジウムの組織・運営を行った。

ケイ素科学国際教育研究センターにおける活動

重点8領域のプロジェクト研究の1つである「炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御」を遂行するために、20年3月に工学研究科に設置した「ケイ素科学国際教育研究センター」において、講演会やシンポジウム開催等の教育研究活動を展開した。科学技術振興機構の「科学技術による地域活性化戦略」に関する調査研究課題に応募し、採択された。本センターの非常勤研究員と連携講座客員教授が「第1回ケイ素化学協会賞」を受賞した。

(2) 研究活動の推進のための有効な組織の編成**「社会情報学研究センター」の設置**

20年10月に高度情報社会の諸問題を解決するために、社会情報学部附属社会情報学研究センターを設置した。このセンターは、社会情報学的研究領域の研究拠点として、国内外の研究者との共同研究及び企業・自治体等との共同調査研究を行い、その研究成果を広く社会に情報発信することにより、地域社会に寄与することを目指す。

「教職大学院及び修士課程教科教育実践専攻」の設置

20年4月に教育学研究科を改組し、学校教育専攻を発展的に解消して専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）及び修士課程教科教育実践専攻を設置した。この教職大学院は、社会のニーズに応える高度専門職業人の養成に特化して、学校教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力を備えた教員養成を行う。

4. 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

(1) 社会への貢献のための組織的取組状況

「がんプロフェッショナル養成プラン」の実施（19～23年度）
 医学系研究科と獨協医科大学が中心となり、各県立医療施設や地方自治体と連携して、重粒子線治療を中心とした人材の育成を主目的に、集学的がん医療を推進し、患者のQOLを重視した総合的ながん医療を地域に定着させるための体制を構築した。
電子メールを活用した保健指導の実施
 20年度から医療保険者を実施主体として導入された特定保健指導において電子メール等を活用した保健指導が提示されているが、このような非対面型保健指導の技術に関する研究的な蓄積がないことから、群馬県国民健康保険団体連合会のモデル事業として、医学部保健学科及び附属病院医療情報部は伊勢崎市と共同して、電子メールを活用した保健指導を実施し、技術開発に取り組んだ。

(2) 国際交流、国際貢献のための組織的取組状況

国際教育・研究センターの設置
 20年12月に留学生センターと国際交流企画室を統合し、教育・研究両面での国際交流、留学生交流及び国際協力に関する活動を一体として実施するために、国際教育・研究センターを設置した。本センターを中心として、留学フェア（国内：東京、大阪）、海外留学フェア（タイ、マレーシア、ベトナム）に参加し、本学の紹介、留学勧誘などの活動を積極的に行った。
アジア人財資金構想による留学生の受入れ
 19年度に採択された高等専門留学生育成事業「アジア人財資金構想」により、留学生（20年度15名）を受け入れた。コンソーシアム企業講師による日本ビジネス教育や、就職を視野に入れた専門日本語教育を充実をさせた。

附属病院について（共通事項に係る取組状況）

1. 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組が行われているか。（教育・研究面の観点）

- (1) 「医療人能力開発センター」の設置
 全職種を対象とした生涯教育を推進するために、臨床研修センターを発展的に改組した「医療人能力開発センター」を設置した。
- (2) 「関東・信州広域循環型専門医養成プログラム」の推進
 20年度「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」で選定された「関東・信州広域循環型専門医養成プログラム」では、連携5大学(本学、信州大学、獨協医科大学、日本大学、埼玉医科大学)のそれぞれの特色ある機能を生かしつつ、相互に機能を補完する環境の下で、次の目標を掲げ、推進することとした。

指導医が高水準の医療を示し、リサーチマインドをもつ若手専門医師を育成する。

地域関連病院に指導医を優先的に巡回させることにより若手医師の臨床能力を向上させ、若手医師も連携大学病院間を循環することにより様々な患者や疾患を経験させる。
 最終的にはチーム医療を担うことができる専門医師を確保して、地域の医師不足解消など地域医療の安定化を目指す。

2. 質の高い医療の提供のために必要な取組が行われているか。（診療面の観点）

- (1) **感染症対策**
 新型インフルエンザを始めとする新興感染症に対する感染症対策等の強化及び感染管理の支援を目的に、感染制御部の充実など感染制御システムの整備を行った。
- (2) **日本医療機能評価機構による病院機能評価の受審**
 面接審査（20年12月17日～19日）受審に備えて、退院サマリの作成率向上のための取組や他の病院への視察、マニュアルの整備や患者の視点に立ったゴミ箱、案内板、掲示物の院内環境の整備を行った。また、その過程で各職員の意識が大幅に改善した。
- (3) **がん・地域医療の取組**
 「がんプロフェッショナル養成プラン」による人材の育成
 「がんプロフェッショナル養成プラン」計画に基づき、放射線腫瘍専門医コースとがん薬物療法専門医コースを開始し、人材を養成した。
群馬県がん診療連携拠点病院研修会の実施
 20年度都道府県がん診療連携拠点病院強化事業として、次の群馬県がん診療連携拠点病院研修会を実施した。
 ア 第4回「肺癌診療の基本とガイドライン最新治療指針」
 イ 第5回「胃ガン診療の基本とガイドライン最新治療指針」

3. 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか。（運営面の観点）

- (1) **国立大学病院管理会計システム(HOMAS)の活用**
 職員の経営意識の向上を図るため、病院運営会議や臨床主任会議に国立大学病院管理会計システム(HOMAS)による各種分析資料を活用した。
- (2) **過去最高の稼動額**
 病院情報システムの入替えに伴う患者制限等の影響により、21年1月には、稼動率が大幅に落ち込んだにも係わらず、過去最高の182.9億円と前年度稼動額を3.5億円上回った。
- (3) **経費の節減に向けた取組**
 (財務内容の改善・充実が図られているか) (4) 附属病院での取組 参照)

附属学校について**1. 附属学校における教育研究活動の向上**

前年度までの研究成果を踏まえ、以下の課題に取り組んだ。

- (1) 幼稚園
前年度の研究を継続し、園庭における環境の再構成や、援助の工夫に視点を置いて幼児の発達を支える保育の在り方を追究した。また、全国国立大学附属学校連盟幼稚園部会研究集会において、自園給食の取組を中心に発表を行った。
- (2) 小学校
学びの充実感・有用感をもつ学習指導のあり方及び評価の改善に関する研究を進めるとともに、文部科学省の指定を受け、「小学校における英語活動等国際理解活動推進事業」を展開した。
- (3) 中学校
各教科等における「学びを生かす学習」のための題材・単元構成の考え方や指導計画の試案作成、授業の在り方、指導と教材の工夫について研究を推進した。
- (4) 特別支援学校
日本教育大学協会の研究助成を受け「知的障害を教育の対象とする特別支援学校における平仮名指導プログラムについて」及び「知的障害を教育の対象とする特別支援学校における『かたち』の指導プログラムについて」の課題研究に取り組み、公開研究会において研究成果を公開するとともに、公開授業並びに研究発表を行った。

2. 学部との連携

「群馬大学教育学部 学部・附属共同研究委員会」の方針に基づき、「共同研究」としては、「教育実習」の成果と課題について学部と附属学校が一体となって検証を進めた。また、「共同研究」としては、各学校園の実態を踏まえ、指導法の改善やカリキュラムの見直し等を学部教員と附属学校教員とが共同して組織的な研究を進めた。その研究内容を『平成20年度 群馬大学教育学部 学部・附属共同研究報告書』にまとめ、発表した。その他に以下の取組を行い、学部・附属学校の連携を推進した。

- (1) 幼稚園
大学院生、学部生各1名に対し、研究フィールドを提供した。
- (2) 小学校
文部科学省の指定を受け、学部及び附属中学校と連携しつつ「小学校における英語活動等国際理解活動推進事業」(2/2年次)を実施した。
- (3) 中学校
国語科、理科、技術科を中心に、学部教員と附属教員が連携して授業実践を行い共同研究を推進した。
- (4) 特別支援学校
日本教育大学協会の研究助成を受けた研究、特別支援教育サポートセンターの実践研究に学部と連携して取り組んだ。

なお、以上の取組の他に、「教職大学院」の「課題発見実習」のフィールドとして、教職大学院生を受け入れた。

予算（人件費見積もりを含む。）収支計画及び資金計画

財務諸表及び決算報告書を参照

短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 34億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	1 短期借入金の限度額 34億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	該当なし

重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
1 重要な財産を譲渡する計画 工学部の土地の一部（群馬県桐生市天神町1丁目229-1、271.78㎡）を譲渡する。 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供した。

剰余金の使途

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	剰余金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のために充てた。使用状況は、次のとおり。 資産購入 374,745,530 円 業務費使用 228,333,021 円

その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・ 附属病院中央診療棟 ・ 小規模改修	総額 6,636	施設整備費補助金 (951) 長期借入金 (5,685) 国立大学財務・経営センター施設費補助金 ()	・ 重粒子線照射施設(仕上) ・ (荒牧)耐震対策事業 ・ (桐生他)耐震対策事業 ・ (医病)基幹・環境整備 ・ 重粒子線照射高度化設備費 ・ 再開発(中央診療棟)設備その他設備 ・ 営繕事業	総額 4,139	施設整備費補助金 (2,460) 長期借入金 (1,627) 国立大学財務・経営センター施設費補助金 (52)		総額 3,989	施設整備費補助金 (2,442) 長期借入金 (1,495) 国立大学財務・経営センター施設費補助金 (52)
(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を助案した施設・設備の整備や老朽度合等を助案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を助案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を助案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。					

計画の実施状況等

計画と実績に差異がある理由

1. 施設整備費補助金(計画(2,460)、実績(2,442)
 基幹・環境整備の事業変更及び執行残に伴う事業計画変更により減額となった。
2. 長期借入金(計画(1,627)、実績(1,495)
 基幹・環境整備の事業変更及び執行残に伴う事業計画変更により減額となった。

そ の 他 2 人事に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
<p>(1) 基本原則</p> <p>1) 教員の選考に当たっては、本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、教育・研究業績及び能力等を総合的に判断して行う。広く学内外に有能な人材を求めるため、原則として公募制を採用する。また、必要に応じて任期制を積極的に導入する。</p> <p>2) 職員の採用及び昇任に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。</p> <p>(2) 人員管理 人員管理に関する中・長期的計画を策定するとともに、各部局及び部局間の教職員配置等に関する適正な調整を行う。</p> <p>(3) 人事管理等</p> <p>1) 人材育成の視点、能力及び業績等を重視した人事管理を行う。</p> <p>2) 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、国立大学法人、国、独立行政法人、地方公共団体、民間団体等の諸機関との人事交流を積極的に行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総見込額 96,819百万円(退職手当は除く)</p>	<p>平成20年度の常勤職員数1,938人(役員を除く。)また、任期付職員数の見込みを140人とする。 平成20年度の人件費総額見込み17,212百万円(退職手当は除く)</p>	<p>『「(1) 業務運営の改善及び効率化 人事の適正化に関する目標」を達成するための措置』P.11参照』</p>

別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
	(人)	(人)	(%)
教育学部 学校教育教員養成課程 (うち教員養成に係る分野)	880 (880)	945 (945)	107.4 (107.4)
社会情報学部 情報行動学科	160	151	94.4
情報社会科学科	160	178	111.3
社会情報学科	120	130	108.3
医学部 医学科 (うち医師養成に係る分野)	570 (570)	584 (584)	102.5 (102.5)
保健学科	690	729	105.7
工学部 (昼間コース)			
応用化学・生物化学科	340	356	104.7
生産システム工学科	80	95	118.8
環境プロセス工学科	80	87	108.8
社会環境デザイン工学科	80	88	110.0
応用化学科	136	247	181.6
材料工学科	116	75	64.7
生物化学工学科	176	214	121.6
機械システム工学科	316	394	124.7
建設工学科	80	99	123.8
電気電子工学科	316	400	126.6
情報工学科	200	274	137.0
学科共通	60	各学科に含む	
(夜間主コース)			
生産システム工学科	60	71	118.3
応用化学科	20	30	150.0
生物化学工学科	40	50	125.0
機械システム工学科	40	54	135.0
電気電子工学科	40	47	117.5
情報工学科	60	76	126.7
学士課程 計	4,820	5,374	111.5
教育学研究科 障害児教育専攻	6	8	133.3
教科教育実践専攻	20	28	140.0
学校教育専攻	4	3	75.0
教科教育専攻	32	46	143.8
社会情報学研究科 社会情報学専攻	20	26	130.0

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
医学系研究科 生命医科学専攻	30	20	66.7
保健学専攻	112	117	104.5
工学研究科 応用化学・生物化学専攻	212	203	95.8
生産システム工学専攻	60	75	125.0
環境プロセス工学専攻	44	45	102.3
社会環境デザイン工学専攻	44	30	68.2
機械システム工学専攻	88	113	128.4
電気電子工学専攻	88	126	143.2
情報工学専攻	64	61	95.3
修士課程 計	824	901	109.3
医学系研究科 医科学専攻	318	348	109.4
保健学専攻	45	77	171.1
工学研究科 工学専攻	78	86	110.3
物質工学専攻	7	10	142.9
生産工学専攻	12	43	358.3
電子情報工学専攻	7	5	71.4
ナノ材料システム工学専攻	13	6	46.2
博士課程 計	480	575	119.8
教育学研究科 教職リーダー専攻	16	17	106.3
専門職学位課程 計	16	17	106.3

1 収容数には、外国人留学生を含む。

2 19年度改組の工学研究科(博士前期課程)には改組前の生物化学工学専攻に1名の学生が在籍。

計画の実施状況等